



米国株式セミナー -年末に向けた相場見通し-

外国株式プロモーション部
2025.09.24

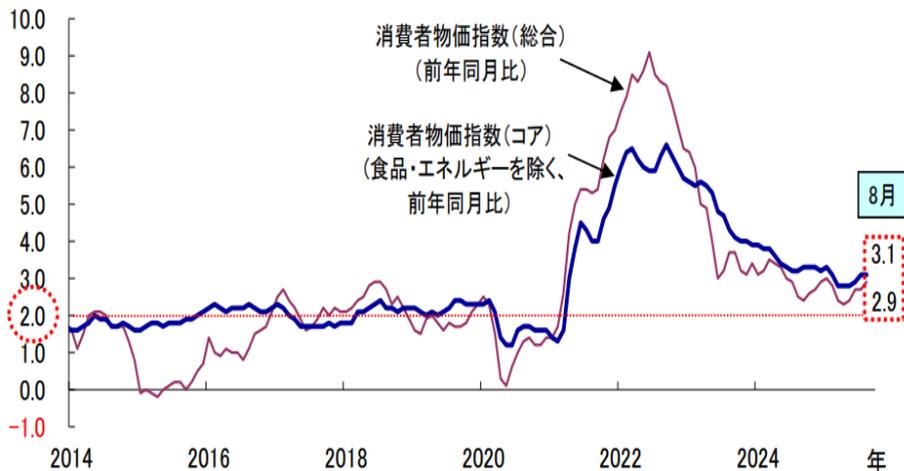
(ポイント) **S&P500 (左軸) 、10年債利回り (右軸) 、VIX指数 (右軸)** (%)



S&P500セクター別パフォーマンス



消費者物価指数 (CPI) の前年同月比伸び率



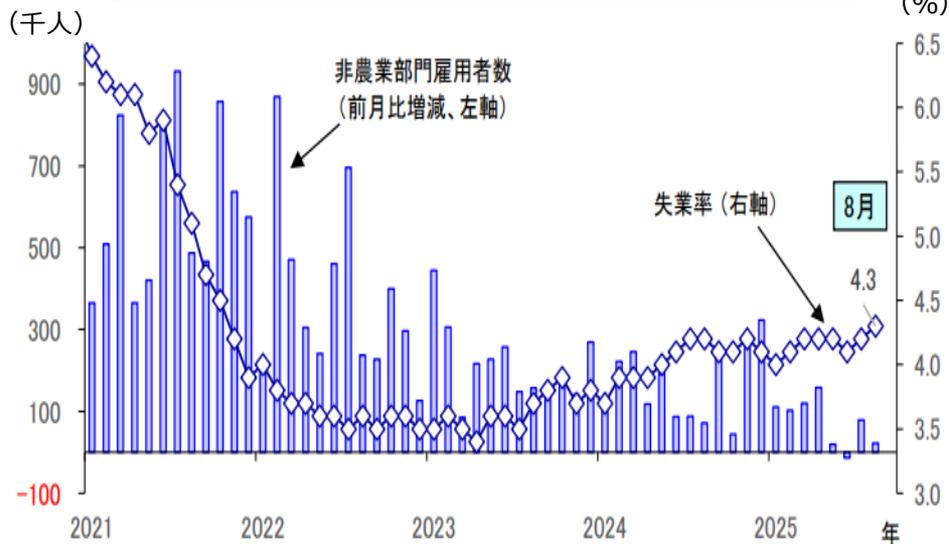
出所: 米国労働省より東海東京インテリジェンス・ラボ作成

実質個人消費支出 (PCE)



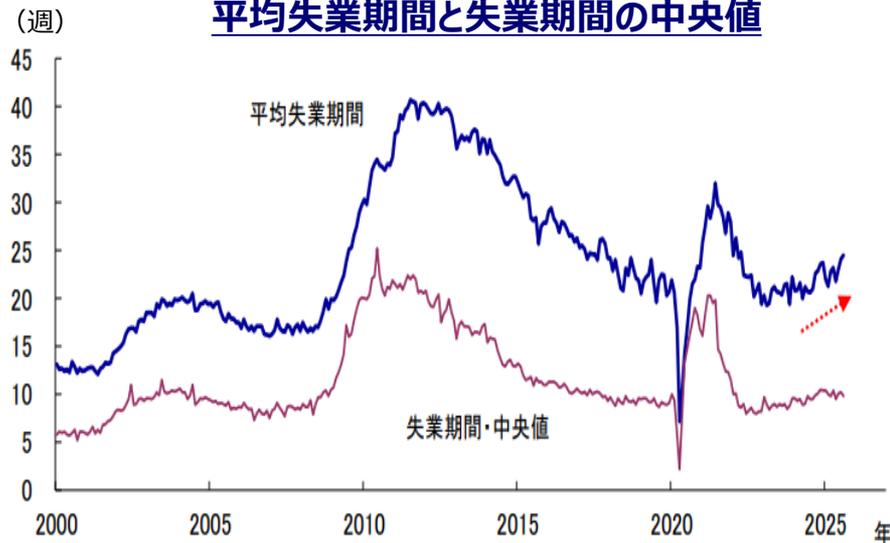
出所: 米商務省より東海東京インテリジェンス・ラボ作成

非農業部門雇用者数 (前月比増減) と失業率



出所: 米国労働省 (BLS)より東海東京インテリジェンス・ラボ作成

平均失業期間と失業期間の中央値



出所: 米国労働省 (BLS)より東海東京インテリジェンス・ラボ作成

FOMCレビュー

FOMCでFRBは主要政策金利を0.25ポイント引き下げることを選定した。労働需要の軟化を指摘したものの、声明・会見後のコメントから差し迫った危機感は感じられなかった。

パウエル議長の会見でのコメント

-景気・労働市場について-

・リスクバランスは雇用への下方リスクにシフトしており、雇用減速の大部分は労働人口の減少を反映

-インフレについて-

・インフレはやや高止まり状態
 ・関税のインフレへの影響、基本シナリオは短命を想定

-利下げについて-

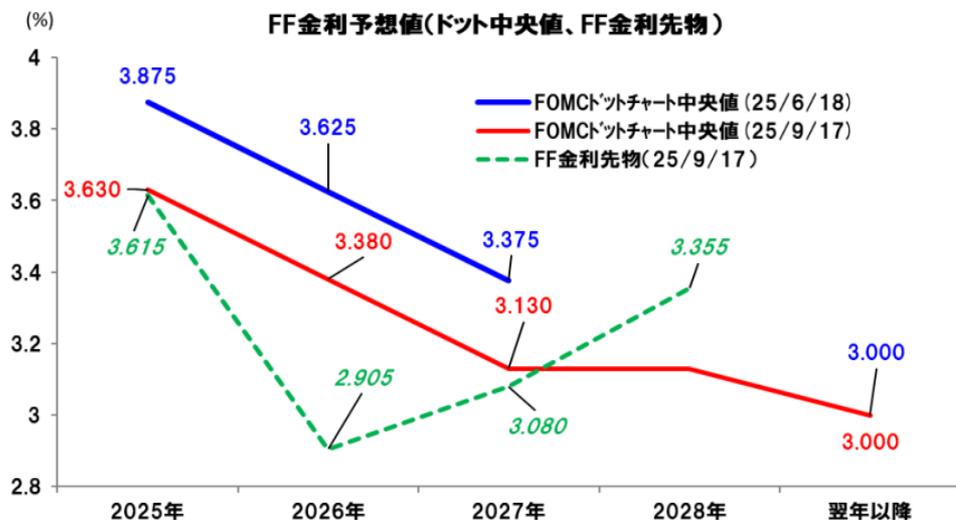
・0.5%利下げに広い支持なし
 ・今回の決定はリスク管理の利下げと捉えてよい

FRB経済予測

項目	予想時点	Median(中央値)				
		25年	26年	27年	28年	長期
実質GDP成長率	25/3	1.7	1.8	1.8	-	1.8
	25/6	1.4	1.6	1.8	-	1.8
	25/9	1.6	1.8	1.9	1.8	1.8
失業率	25/3	4.4	4.3	4.3	-	4.2
	25/6	4.5	4.5	4.4	-	4.2
	25/9	4.5	4.4	4.3	4.2	4.2
PCE	25/3	2.7	2.2	2.0	-	2.0
	25/6	3.0	2.4	2.1	-	2.0
	25/9	3.0	2.6	2.1	2.0	2.0
コアPCE	25/3	2.8	2.2	2.0	-	N.A.
	25/6	3.1	2.4	2.1	-	N.A.
	25/9	3.1	2.6	2.1	2.0	N.A.
FF金利	25/3	3.9	3.4	3.1	-	3.0
	25/6	3.9	3.6	3.4	-	3.0
	25/9	3.6	3.4	3.1	3.1	3.0

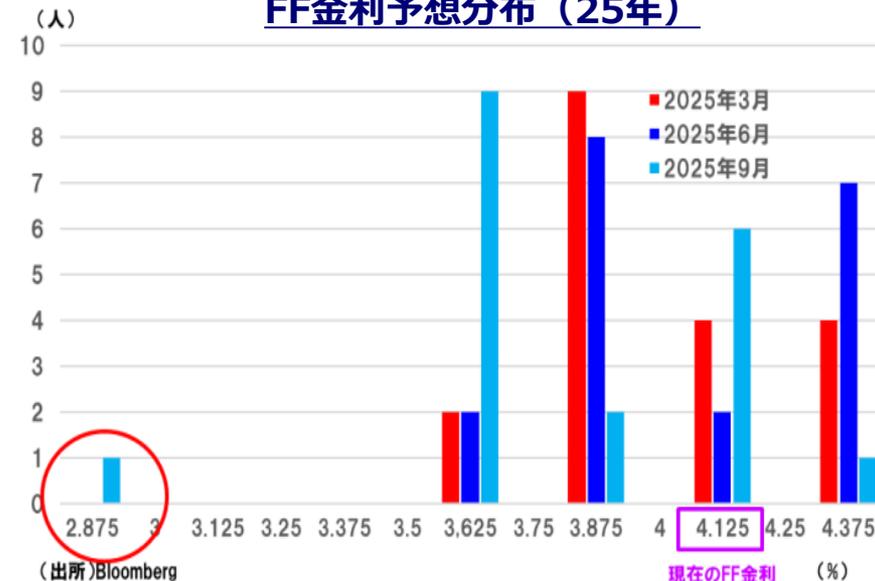
(出所)FRB

FRBドットチャート



(出所)Bloomberg、FRB

FF金利予想分布 (25年)



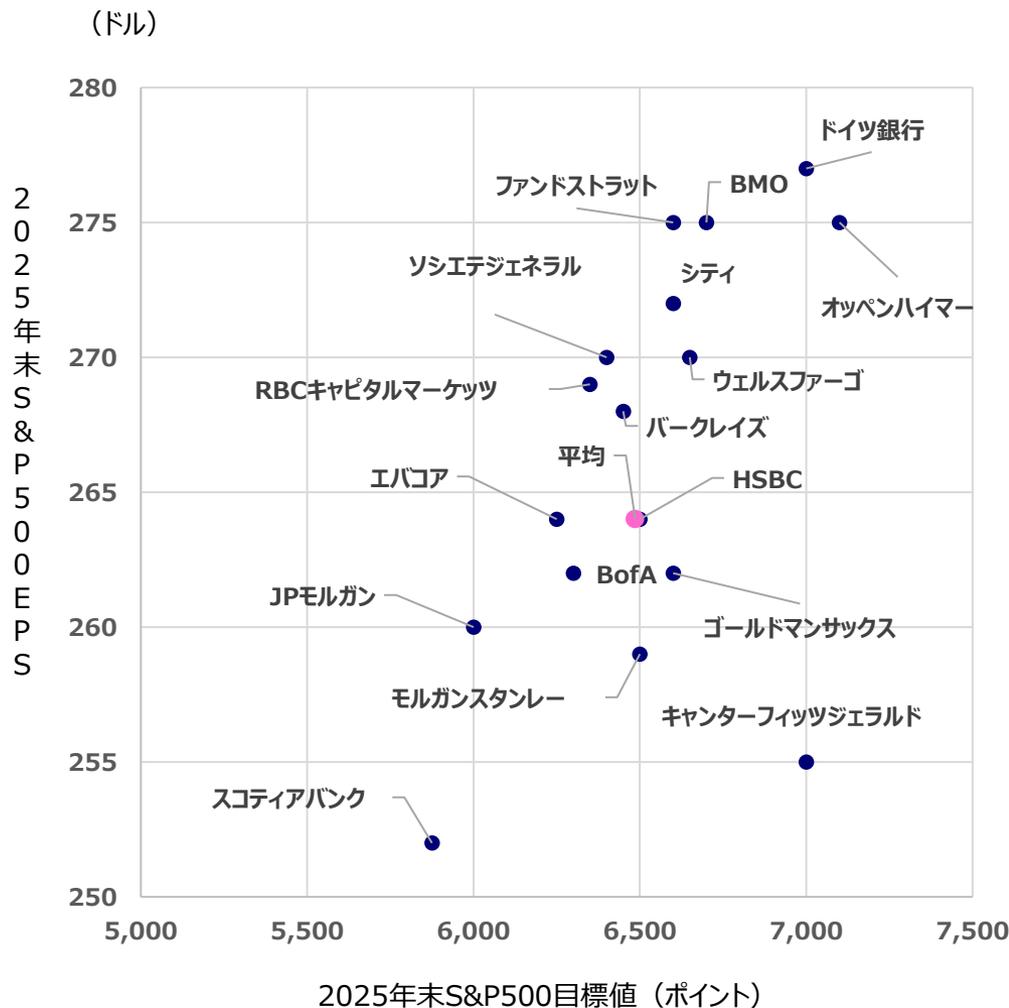
(出所)Bloomberg

2025年末のS&P500ターゲット

証券会社	目標値 (ポイント)	予想EPS (ドル)
オープンハイマー	7,100	275
キャンターフィッツジェラルド	7,000	255
ドイツ銀行	7,000	277
22Vリサーチ	7,000	-
BMO	6,700	275
BNP パリバ	6,700*	-
ウェルスファーゴ	6,650	270
シティ	6,600	272
ファンドストラット	6,600	275
ゴールドマンサックス	6,600	262
モルガンスタンレー	6,500*	259
HSBC	6,500	264
バークレイズ	6,450	268
ソシエテジェネラル	6,400	270
ネッドデビスリサーチ	6,350	245
RBCキャピタルマーケット	6,350	269
BofA	6,300	262
エバコア	6,250	264
JPモルガン	6,000	260
スコティアバンク	5,875	252
スティブル	5,500	249

2025年末のS&P500予想平均値 6,486

2025年末S&P500予想EPS 264ドル



*目標値は今後12か月間を対象とする

(2025/9/16時点)

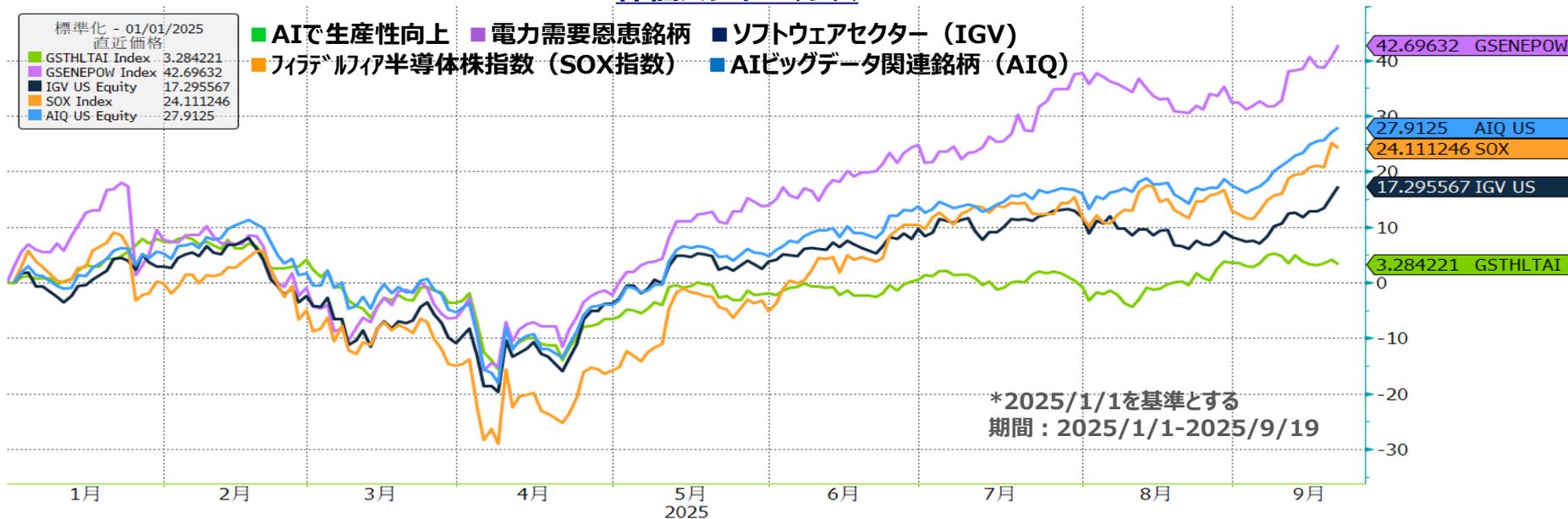
(出所：Bloombergのデータを基に東海東京証券作成) 5

株価パフォーマンス

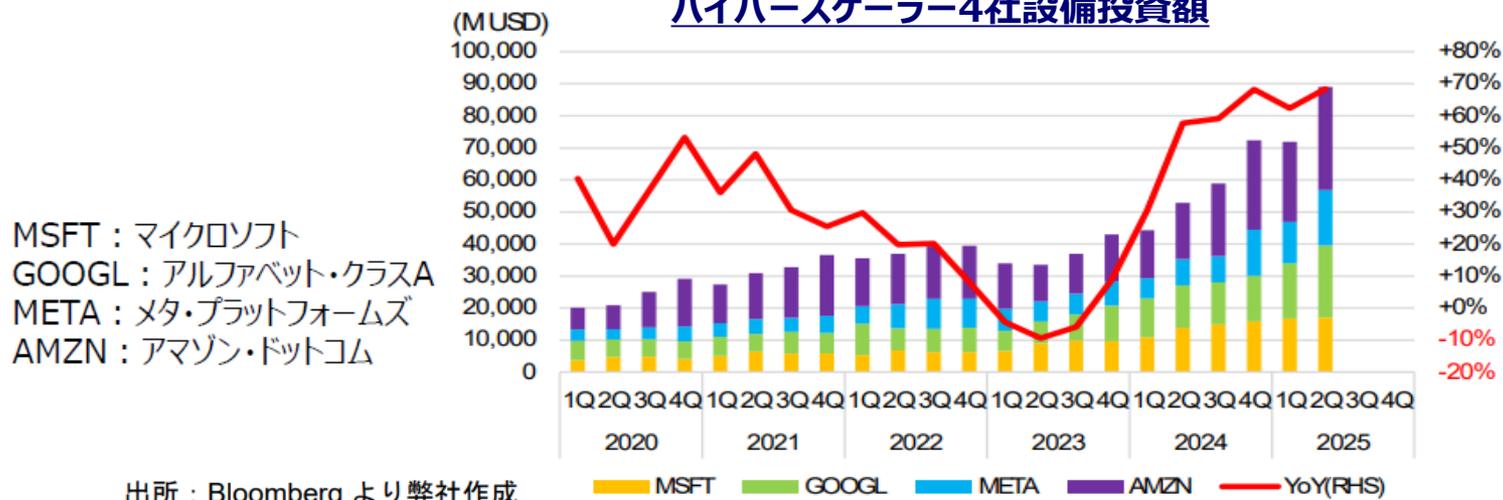
標準化 - 01/01/2025
直近価格

GSTHLTAI Index	3.284221
GSENEPOW Index	42.69632
IGV US Equity	17.295567
SOX Index	24.111246
AIQ US Equity	27.9125

- AIで生産性向上
- 電力需要恩恵銘柄
- ソフトウェアセクター (IGV)
- ファイデルフィア半導体株指数 (SOX指数)
- AIビッグデータ関連銘柄 (AIQ)



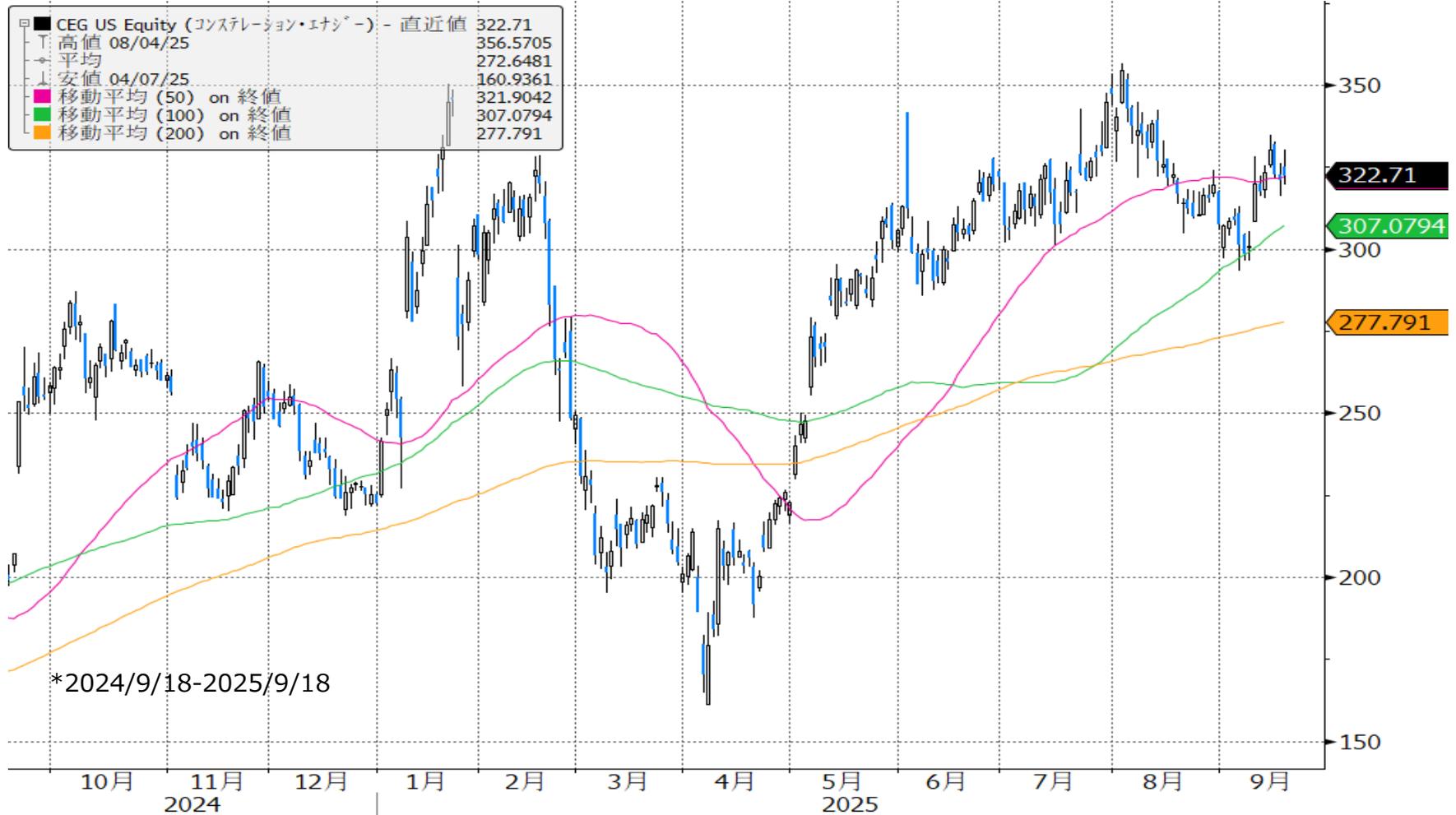
ハイパースケーラー4社設備投資額



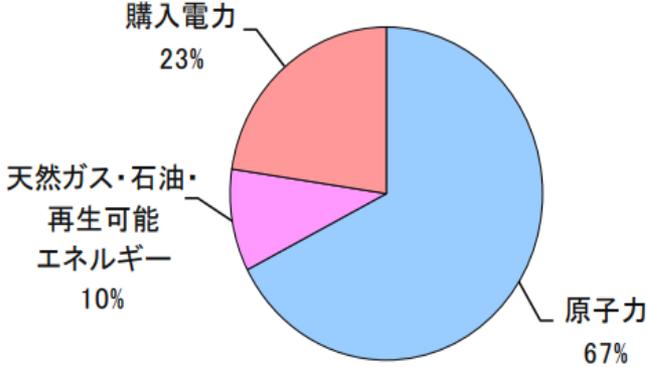
コンステレーション エナジー (CEG)

米国で最大級のカーボンフリー（脱炭素、CO2を排出しない）エネルギーの生産事業者。主力の原子力に加え、天然ガス及び再生エネルギー（風力、水力、太陽光）の発電設備を擁し（発電容量にして一般家庭1600万世帯に相当）、全米のカーボンフリーエネルギーの約10%を供給（2024年12月時点）。エクセロオン（EXC）より発電部門が分離設立、2022年1月に上場。

日足チャート

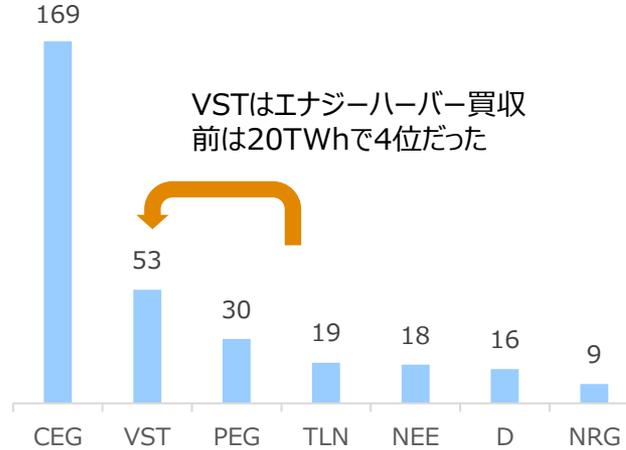


発電ソース別電力供給構成 (24年12月期)

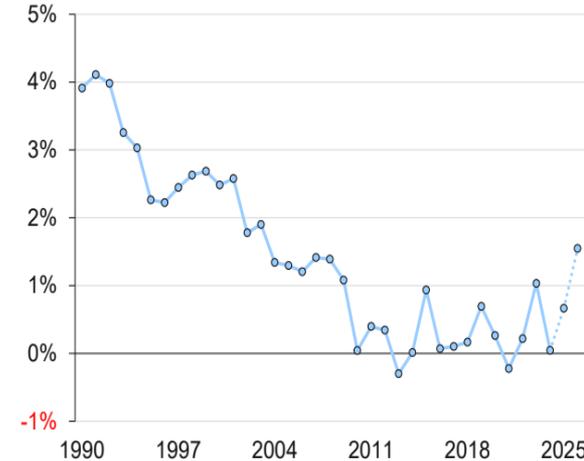


*円グラフは、四捨五入の関係上合計が100%にならないことがある。

2023年の商用原子力発電の純発電量予測 (TWh)



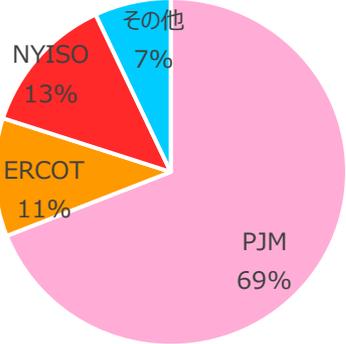
米国の電力消費量伸び率 (5年移動平均、前年比)



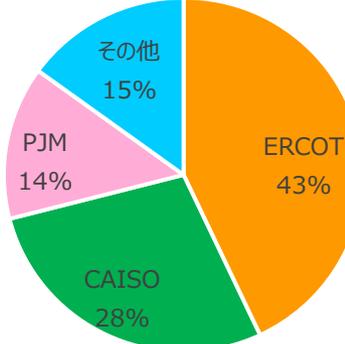
天然ガス火力発電最大手の買収発表

現地1月10日、CEGは米国の発電事業者「カルパイン」の買収について最終合意に達したと発表。カルパインは電源構成別では天然ガス火力発電を主力としている。買収完了は2026年1月10日予定。

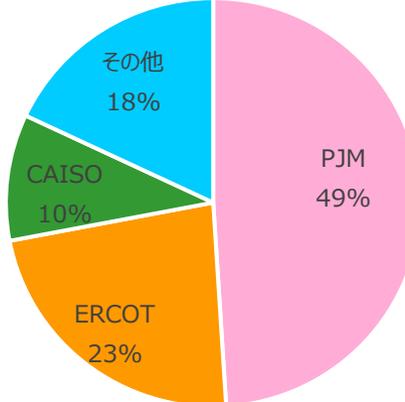
CEGの地域送電機関別



「カルパイン」の地域送電機関別



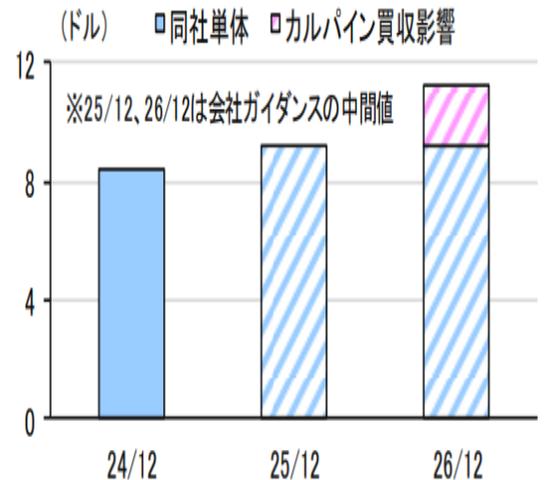
合併後の地域送電機関別



- PJM (米国東部地域の13州およびワシントンDC)
- ERCOT (テキサス州)
- CAISO (カリフォルニア州)

*円グラフは、四捨五入の関係上合計が100%にならないことがある。

調整後EPSの予想推移

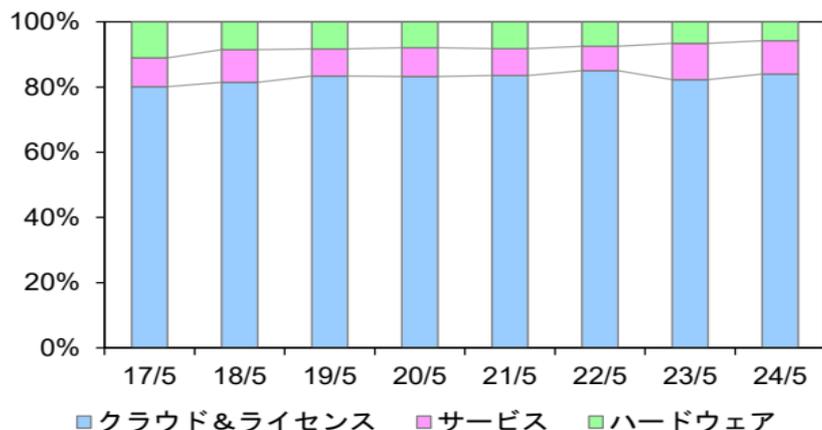


祖業のデータベースソフトなど、幅広い法人向けソフトを開発・提供する。アプリケーションやミドルウェアなどソフトウェアのほか、サーバー、ストレージなどハードウェアを取り扱い、関連のサポートサービスも手がける。ここ数年は、クラウドサービス (SaaS、PaaS、IaaS) に注力中。顧客のニーズにより、オンプレミス (ユーザーの社内所有)、クラウド、両者を組み合わせたハイブリッドなど各種形式でIT環境を構築する。クラウドのサービス収入とオンプレミスのライセンス収入 (新規・更新) で売上高全体の8割超を占める。2022年10月、GPU大手エヌビディア(NVDA)との提携関係を強化。GPUの増強や「Oracle Cloud Infrastructure(OCI)」での機能搭載を進めた。23年3月には、OCI上で「DGX Cloud」や「NVIDIA AI Foundations」の提供を始めている。(2025/03/17)

日足チャート



売上高構成比の推移



出所：会社資料より東海東京インテリジェンス・ラボ作成

26年1Q決算でのポイント

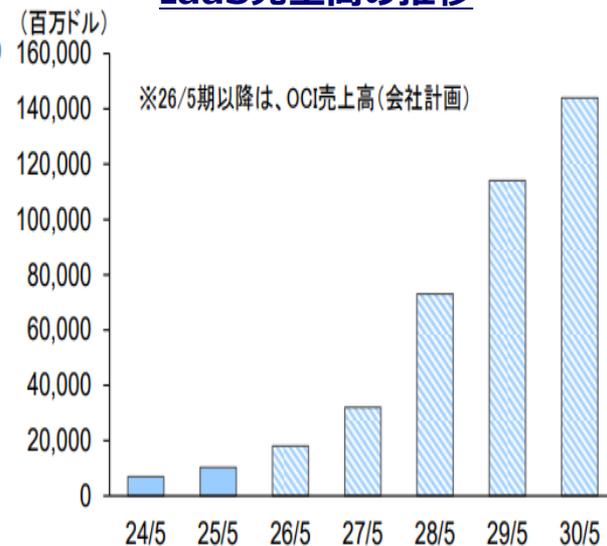
- RPOの急伸**
 1Q末のRPOは複数の大型クラウド契約締結が反映されて、前年同期比4.6倍の4,550億ドルに拡大。さらに、今後数か月のうちに、複数の数十億ドル規模の契約締結を控えていることから、RPOは5,000億ドルを超える予想。
- IaaSの中期売上高計画を上方修正**
 26/5期（1Q）の売上高は前期比77%増の180億ドル。27/5期は同320億ドル、28/5期は730億ドル、29/5期は1,140億ドル、30/5期は1,440億ドルに拡大を見込む。
- 次のカタリストは10月に開催予定のアナリスト向けミーティング。** 詳細な中期ガイダンスの公表に期待。

RPOの推移



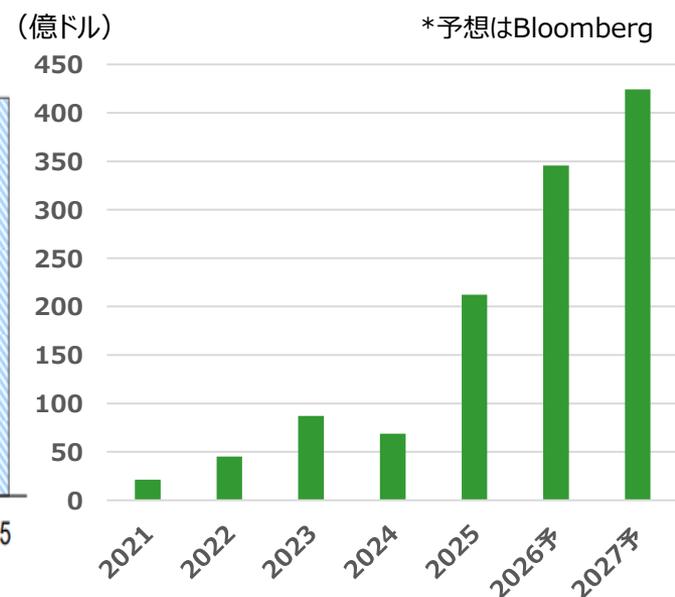
出所：会社資料より弊社作成

IaaS売上高の推移



出所：会社資料より弊社作成

設備投資額の推移



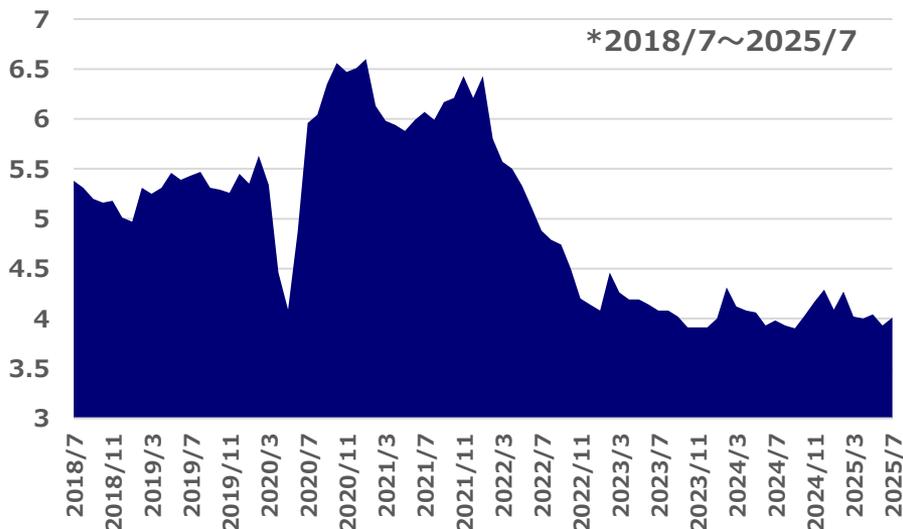
住宅リフォーム向け建設資材、家具、ガーデニング用品などを取り扱う大型小売店チェーンを運営。1店舗当たり3万~4万点の商品を揃える。ホームセンター業界では世界首位。米国、カナダ、メキシコで計2347店を展開している（2025年1月末時点）。住宅を所有して自身で設備補修を行う個人顧客「DIY顧客」、住宅修理業者や配管工などの専門業者「プロ顧客」の2つをメインターゲットに位置づける。M&Aでプロ顧客向け事業を強化。20年12月、産業向けMRO(保守・修理・運用)製品卸大手のHDサプライ・ホールディングスを傘下に収めた。24年6月には、プロ顧客向け建築資材販売を手掛けるSRSディストリビューションを182億5000万ドルで買収した。（2025/03/28）

日足チャート



中古住宅販売件数 (月次)

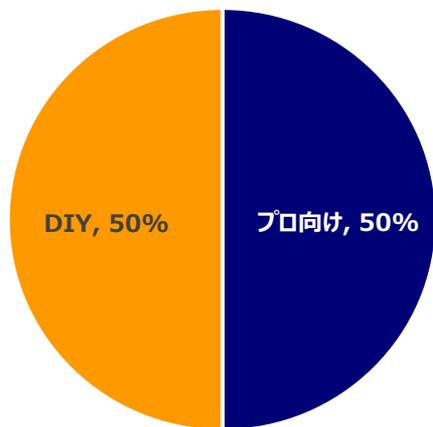
(百万件)



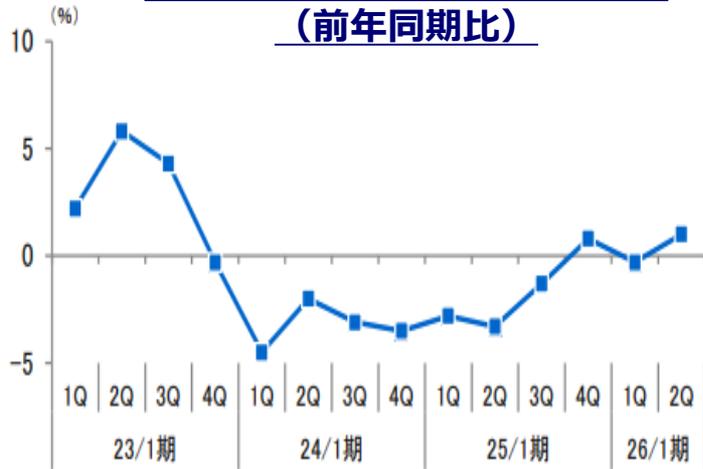
米住宅ローン申請件数 (週次) と30年住宅ローン金利の推移



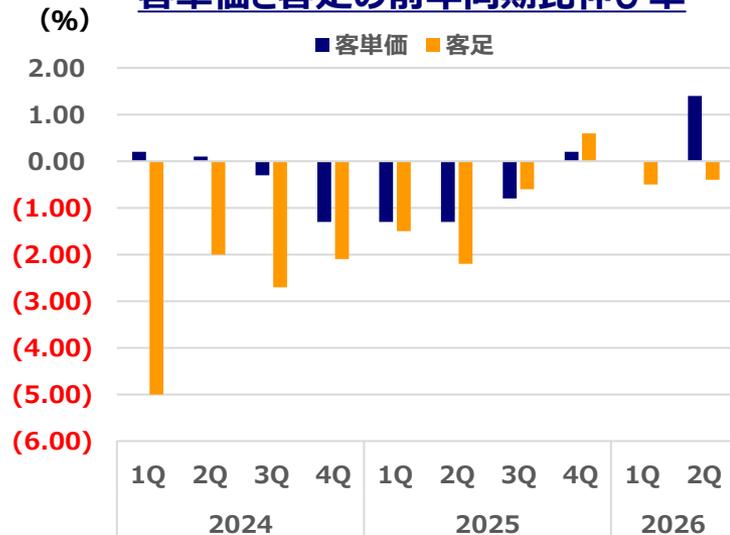
顧客別エクスポージャー



会社全体の既存店売上高成長率 (前年同期比)



客単価と客足の前年同期比伸び率



*円グラフは、四捨五入の関係上合計が100%にならないことがある。

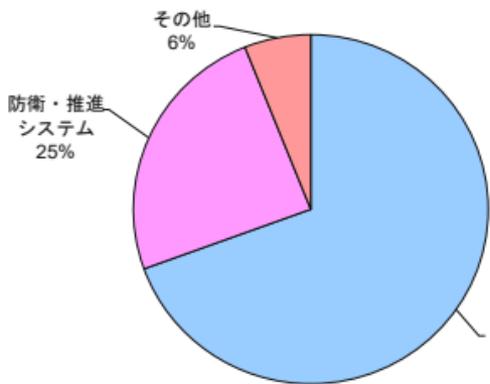
出所：会社資料より弊社作成

航空機エンジン製造大手。かつて世界を代表するグローバル企業だったが事業再編を推進し、2024年4月より航空宇宙事業中心の事業体制に移行。売上高構成は、航空機エンジンの販売によって得られる機器収入が約3割、スペアパーツの販売やアフターサービス契約によって得られるサービス収入が約6割（2024年12月期）。また、サービス収入の一部はCSA（エンジンの稼働時間に応じた従量課金契約）によるもの。

日足チャート



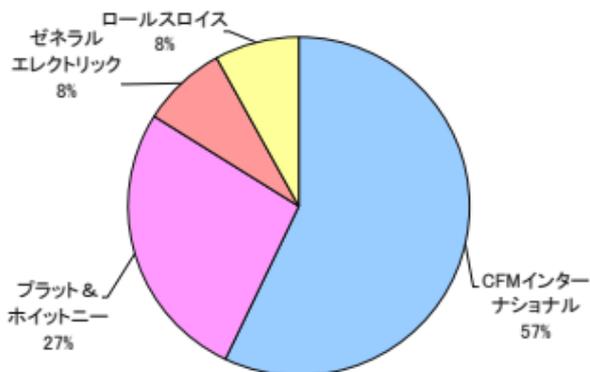
事業別売上高 (2024年12月期)



*円グラフは、四捨五入の関係上合計が100%にならないことがある。

出所: 会社資料より東海東京インテリジェンス・ラボ作成

航空機エンジンのシェア (2023年6月末時点、過去12か月納入台数ベース)

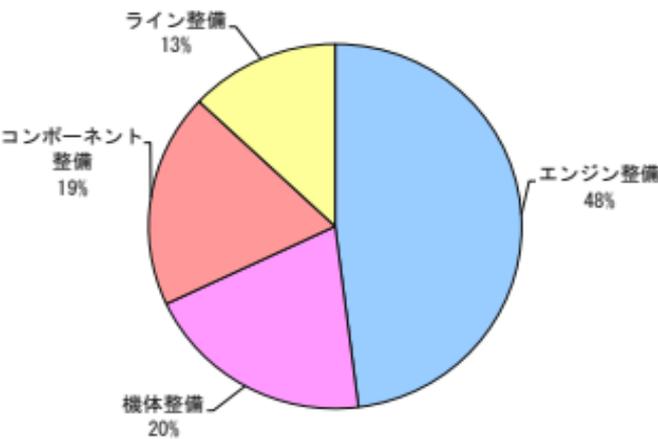


出所: CFMインターナショナル社より東海東京インテリジェンス・ラボ作成

LEAPエンジンの納入基数推移



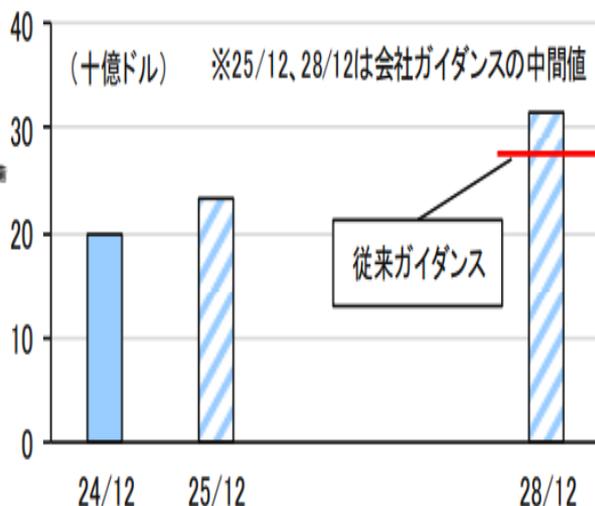
民間航空機アフターマーケット市場シェア (2024年、セグメント別)



出所: Oliver Wyman (Statista)より東海東京インテリジェンス・ラボ作成

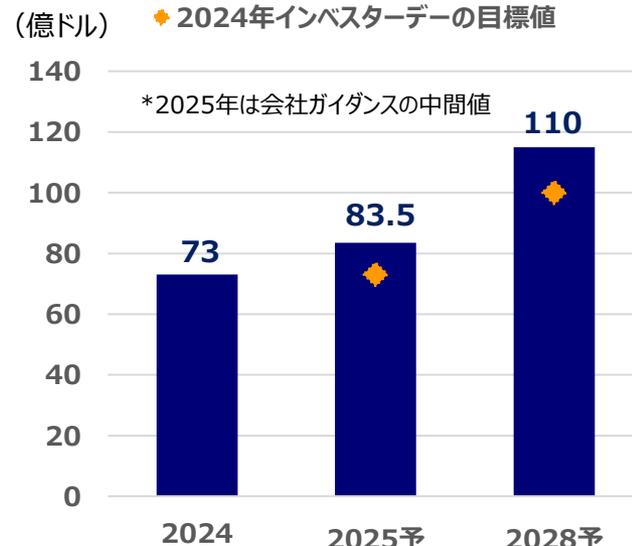
*円グラフは、四捨五入の関係上合計が100%にならないことがある。

商用エンジン・サービスのサービス収入見通し



(出所: 会社資料を基に東海東京証券作成、東海東京インテリジェンス・ラボ作成資料転載) 14

営業利益見通しをアップデート



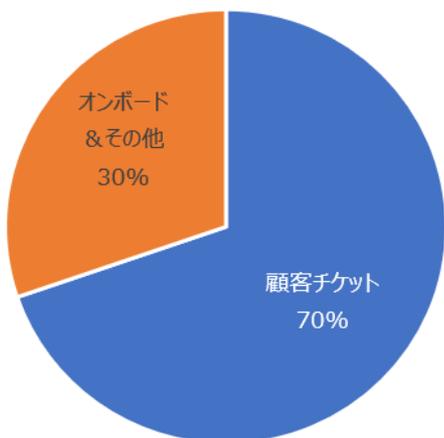
ロイヤル カリビアン クルーズ (RCL)

世界最大級のクルーズ運営会社。グローバルブランドの「ロイヤル カリビアン インターナショナル」、「セレブリティクルーズ」、「シルバーシー クルーズ」を展開。また、独トウイ (TUI) グループとの合弁事業に50%出資、パートナーブランドとして手掛ける。グループ全体で68隻の大型客船を所有 (2024/12期末時点)。

日足チャート

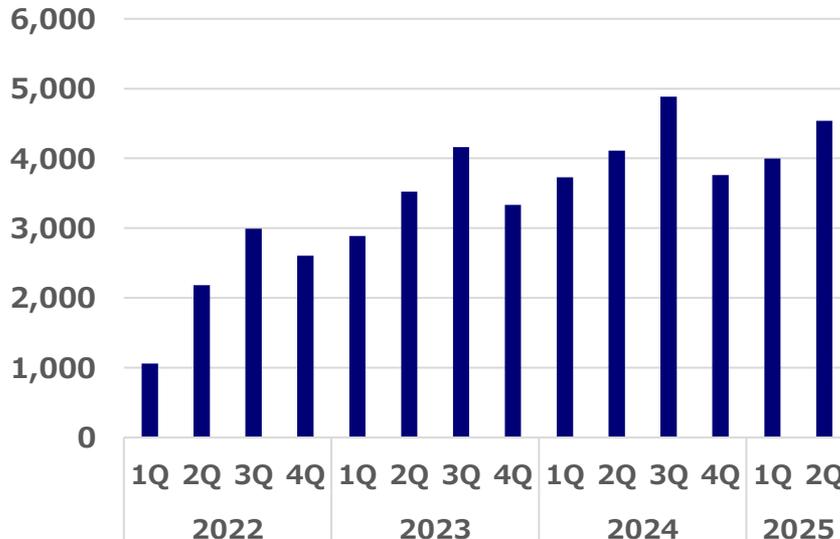


売上高構成比 (2024年)

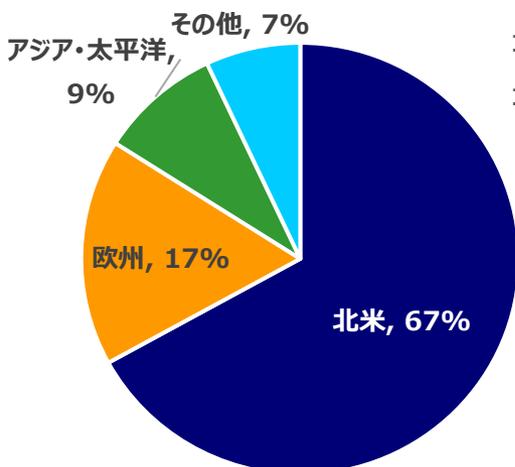


※四捨五入の関係上、円グラフは合計100%にならない場合がある

売上高推移 (百万ドル)

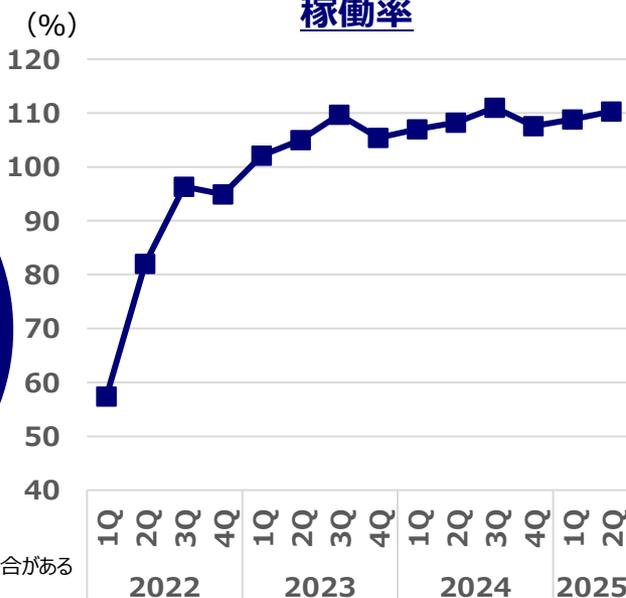


クルーズ渡航エリア別売上高 (2024年12月期)

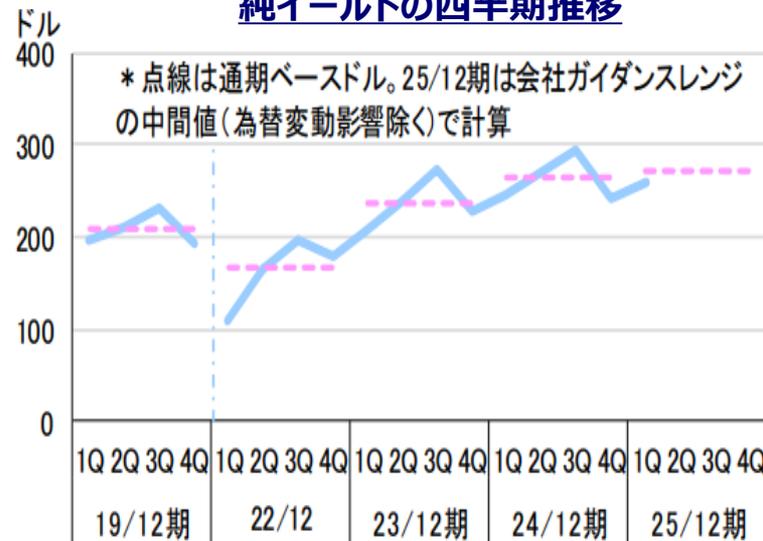


※四捨五入の関係上、円グラフは合計100%にならない場合がある

稼働率 (%)



純イールドの四半期推移



ETF3銘柄：グロース+ヘッジの金+高配当

構成銘柄

ティッカー	銘柄名	配当利回り (過去12ヶ月)
XLK	テクノロジー・セクターSPDR ファンド	0.86%
GLD	SPDRゴールド・シェア	—
DVY	シェアーズ好配当株式ETF	3.97%

2025/4/7時点

パフォーマンス



統計サマリー

統計指標の説明	ポートフォリオ統計	XLK+GLD+DVY	SPDR S&P500ETF トラスト (S&P500種指数に連動)
指定期間における平均期間トータルリターン。年換算。	平均リターン(年率、%)	14.77	14.27
一定期間におけるトータルリターンのボラティリティ。値が大きいほど、リスクが高いことを示す。	標準偏差(年率、%)	15.99	18.64
一定期間における平均リターンを下回った期間リターンのボラティリティ。値が大きいほど、リスクが高いことを示す。	ダウンサイド・リスク(年率、%)	11.77	13.84
リスク1単位当たりの超過リターンを測るもの。値が大きいほど、より効率よく運用ができていることを示し、パフォーマンスが高いといえる。	シャープレシオ	0.78	0.65
値が小さいほど、変動率が小さいことを示す。	ベータ	0.82	—

期間：2016/12/30～2025/4/4

手数料等及びリスク等について

- ・ 外国株券等（※1）の取引には、国内の取引所金融商品市場における外国株券の売買等のほか、外国金融商品市場等における委託取引と国内店頭取引の2通りの方法があり、当該取引には所定の手数料等（委託取引の場合は約定代金に対して上限1.430%（税込））の委託手数料及びその他現地手数料等（当該諸費用は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。）、国内店頭取引の場合は所定の手数料相当額（原則 買付2.5%、売却1.5%）をご負担いただく場合があります。
 - ・ 外国株券等の取引にあたっては、株式相場、為替相場等の変動や、投資信託、投資証券の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品等（裏付け資産※2）の価格や評価額の変動に伴い、投資対象である外国株券等の価格等が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
 - ・ 外国株券等の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合、金融商品の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、新株予約権等が付された金融商品については、これらの「権利を行使できる期間の制限」等があります。
- ※1 外国株券等には、外国市場上場の外国株券、新株予約権証券、上場投資信託、上場投資証券等を含みます。
- ※2 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

当社の概要

商号等 : 東海東京証券株式会社

金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人日本STO協会

この資料は投資判断の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を目的としたものではありません。投資に関する最終決定は、お客様ご自身でご判断下さい。また、この資料は提供されたお客様限りでご利用ください。本資料は信頼できる情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性及び完全性に関して責任を負うものではありません。掲載の意見や予測は資料作成時点での判断であり、予告なく変更されることがあります。当社及び関係会社は本資料に記載された会社の証券など金融商品を自己勘定で売買することがあり、当該企業に対し引き受けなどの投資銀行業務、その他サービスを提供し、かつ同サービスの勧誘を行う場合があります。

2024年度税制改正対応

相続・贈与対策

相続資産防衛プラン編

2024年 税制改正に関するポイント①

★適用開始日：令和6年（2024年）1月1日以後の贈与

暦年課税

	贈与税非課税枠	加算期間	非課税枠
改正前	基礎控除 110万円/年	相続開始前 3年間 (相続財産を取得しない 方は適用外)	なし



	贈与税非課税枠	加算期間	非課税枠
改正後	基礎控除 110万円/年	相続開始前 7年間 (相続財産を取得しない 方は適用外)	延長された4年間 100万円
			実際に延長になるには2027年1月1日以降となります。 2027年以降は段階的に延びて2031年から7年になります。

基礎控除を超える場合は、贈与税が課税されます。

相続時精算課税（平成15年創設）

	贈与税非課税枠	適用対象者	申告手続き	届出
改正前	特別控除 通算2,500万円	60歳以上の父母や 祖父母から18歳 以上の子や孫	要	要



	贈与税非課税枠	適用対象者	申告手続き	届出
改正後	特別控除 通算2,500万円	60歳以上の父母や 祖父母から18歳 以上の子や孫	110万円/年 まで不要	要
	+ 基礎控除（加算期間なし） 110万円/年			

特別控除（通算2,500万円）を超える部分は、一律20%課税されます。
相続時精算課税を選択された場合、暦年課税に変更することはできません。

2024年 税制改正に関するポイント②

贈与者 <A>	贈与者 	受贈者1名に対し 贈与税がかからない贈与財産価格
<p><u>暦年課税</u></p> <p>(基礎控除 110万円/年)</p>	<p><u>暦年課税</u></p> <p>(基礎控除 110万円/年)</p>	110万円 (年間) まで
<p><u>相続時精算課税</u></p> <p>(特別控除 2,500万円/通算) (基礎控除 110万円/年)</p>	<p><u>相続時精算課税</u></p> <p>(特別控除 2,500万円/通算) (基礎控除 110万円/年)</p>	5,110万円 (合計) まで 例<2,500万円+2,500万円+55万円+55万円 (年間)>
<p><u>相続時精算課税</u></p> <p>(特別控除 2,500万円/通算) (基礎控除 110万円/年)</p>	<p><u>暦年課税</u></p> <p>(基礎控除 110万円/年)</p>	2,720万円 (合計) まで 例<2,500万円+110万円+110万円 (年間)>
<p><u>相続時精算課税</u></p> <p>(特別控除 2,500万円/通算) (基礎控除 110万円/年)</p>	<p><u>暦年課税</u></p> <p>(基礎控除 110万円/年)</p>	基礎控除のみ活用した場合 220万円 (年間) まで 例<110万円+110万円>

生命保険や不動産を活用した有効手段

1. 『非課税枠』の活用（生命保険の死亡保険金）

500万円×法定相続人数⇒非課税枠で受け取れます。

2. 『生前贈与』の活用（暦年課税）

一人につき年間110万円までは非課税で財産を贈与できます。

3. 『生前贈与』の活用（相続時精算課税）

加算期間なく一人につき年間110万円までは非課税で財産を移転できます。

4. 『不動産小口化商品』の活用

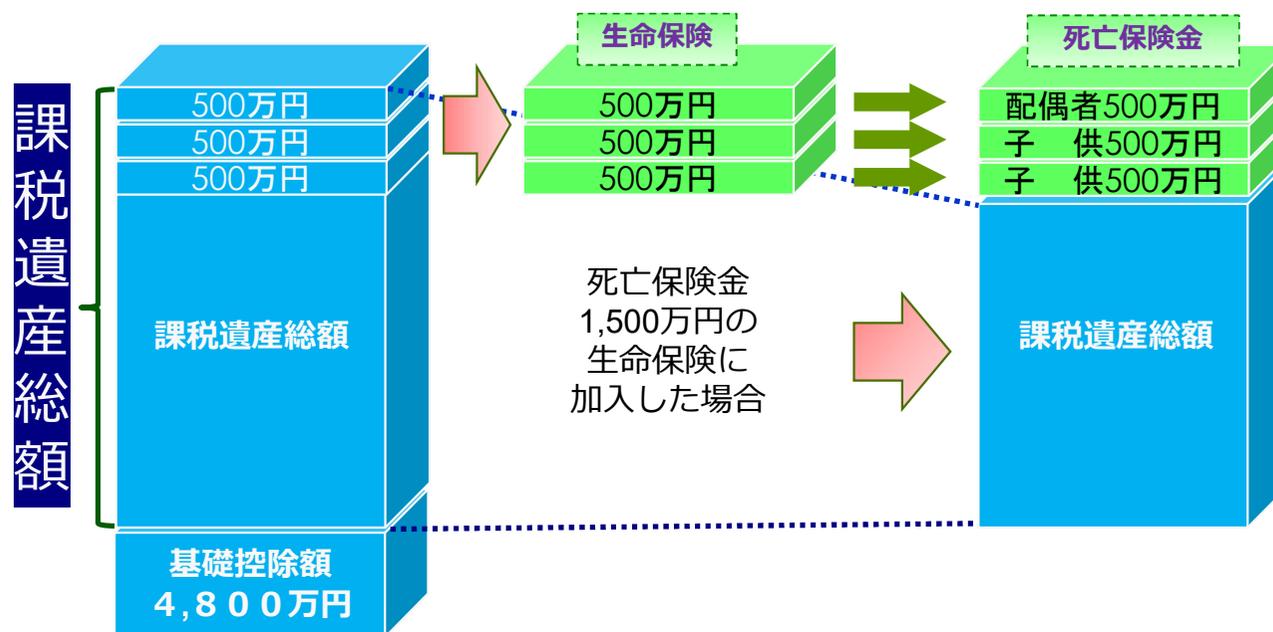
同じ額の「現金」に比べ相続税評価額が小さくなりやすい「不動産」を小口で保有することで、資産の評価を抑えたり、生前贈与や資産分割などの課題解決につながる選択肢の一つとなります。

(当社では直接取扱いはしておりませんが、信頼できる取扱い企業をご紹介することも可能です。)

1. 非課税枠の活用

◆死亡保険金：500万円×法定相続人数⇒非課税で受取れます

●法定相続人が3人の場合（配偶者、子供2人）の一例



※課税遺産総額 = 正味の相続財産 - 基礎控除額 (3,000万円 + (600万円 × 法定相続人数))

2.生前贈与の活用

◆ 2024年以降の贈与から適用される新しい制度

	暦年贈与		
	贈与税 非課税枠	相続財産に加算する期間	
		期間	非課税枠
改正前	110万円/年 (基礎控除)	相続開始前 3年間	なし
改正後	110万円/年 (基礎控除)	相続開始前 7年間	延長された 4年間で 総額100万円

相続開始日から3年目までの贈与財産と、4年目～7年目の間に贈与された財産から100万円を引いた金額が相続財産に加算されます。



※相続開始日が2027年(令和9年)1月以後、加算期間は順次延長され、加算期間が7年となるのは、2031年(令和13年)1月以降となります。

平均余命と暦年課税

◆ 10年間贈与する場合は17年間の余裕年数が必要です。

男性		
年齢（歳）	平均余命（年）	到達年齢（歳）
65	19.85	84.85
66	19.05	85.05
67	16.26	83.26
68	17.48	85.48
69	16.71	85.71
70	15.96	85.96
71	15.23	86.23
72	14.51	86.51
73	13.8	86.8
74	13.1	87.1
75	12.42	87.42
76	11.75	87.75
77	11.09	88.09
78	10.45	88.45
79	9.82	88.82
80	9.22	89.22
81	8.63	89.63
82	8.06	90.06
83	7.51	90.51
84	6.98	90.98
85	6.48	91.48
86	8.01	94.01
87	5.56	92.56
88	5.14	93.14
89	4.75	93.75

女性		
年齢（歳）	平均余命（年）	到達年齢（歳）
65	24.73	89.73
66	23.84	89.84
67	22.95	89.95
68	22.06	90.06
69	21.18	90.18
70	20.31	90.31
71	19.45	90.45
72	18.59	90.59
73	17.74	90.74
74	16.91	90.91
75	16.08	91.08
76	15.26	91.26
77	14.45	91.45
78	13.66	91.66
79	12.88	91.88
80	12.12	92.12
81	11.37	92.37
82	10.64	92.64
83	9.94	92.94
84	9.26	93.26
85	8.6	93.6
86	7.97	93.97
87	7.36	94.36
88	6.79	94.79
89	6.25	95.25

出典：2023年厚生労働省「主な年齢の平均余命」

贈与についての留意事項

お子様・お孫様口座への振込

- ・贈与を受けた口座は、受贈者が管理し、自由に使えることが必要です。
- ・受贈者が印鑑や通帳の場所を知らない、親や祖父母が印鑑を使用している場合などは贈与税申告をしても、**名義預金とみなされて相続財産に加算されてしまう可能性があります。**

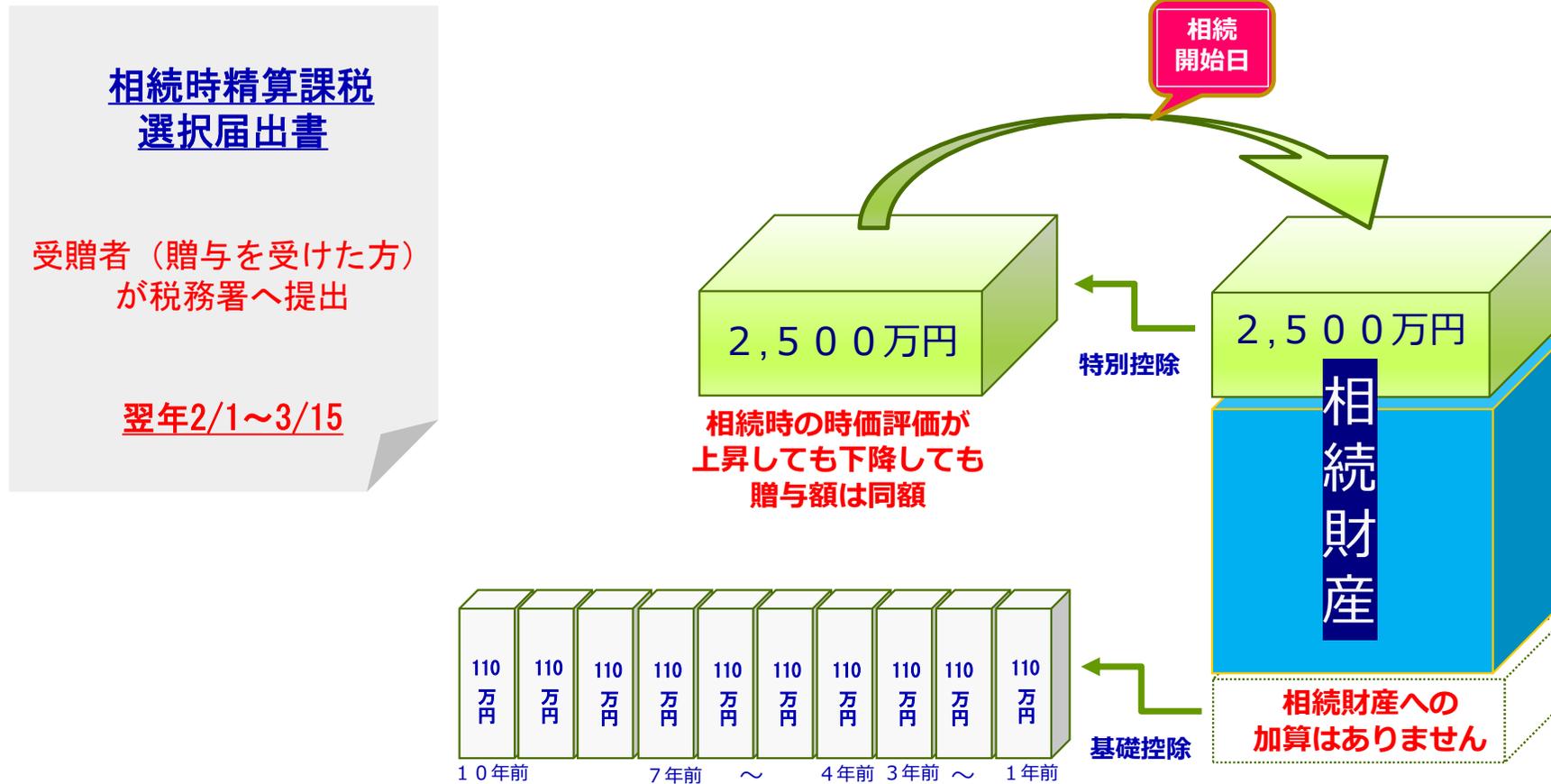
贈与契約書を作成しているか

- ・贈与契約書は必ず作成しなければいけないものではありませんが、相続発生時、生前の財産移転経緯を税務署に確認された際、贈与契約書があれば事実証明が簡単です。
- ・**贈与契約書がない場合は、贈与の事実証明ができず、相続財産に加算される可能性があります。**

(注)「贈与契約書の作成＝両者の合意」であって、贈与契約書があっても中身がともなっている必要があります。

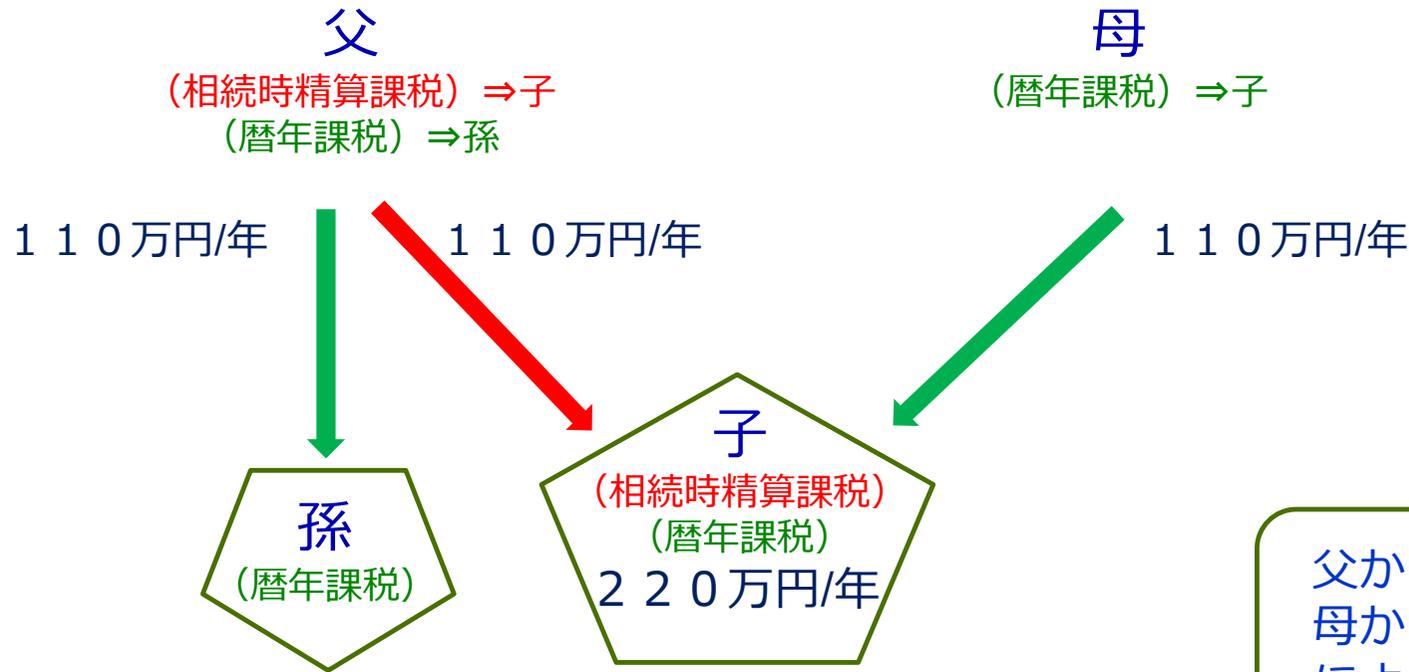
3. 相続時精算課税の活用

◆ 2024年以降の贈与から適用された新しい制度



※相続時精算課税を選択された場合、暦年課税に変更することはできません。

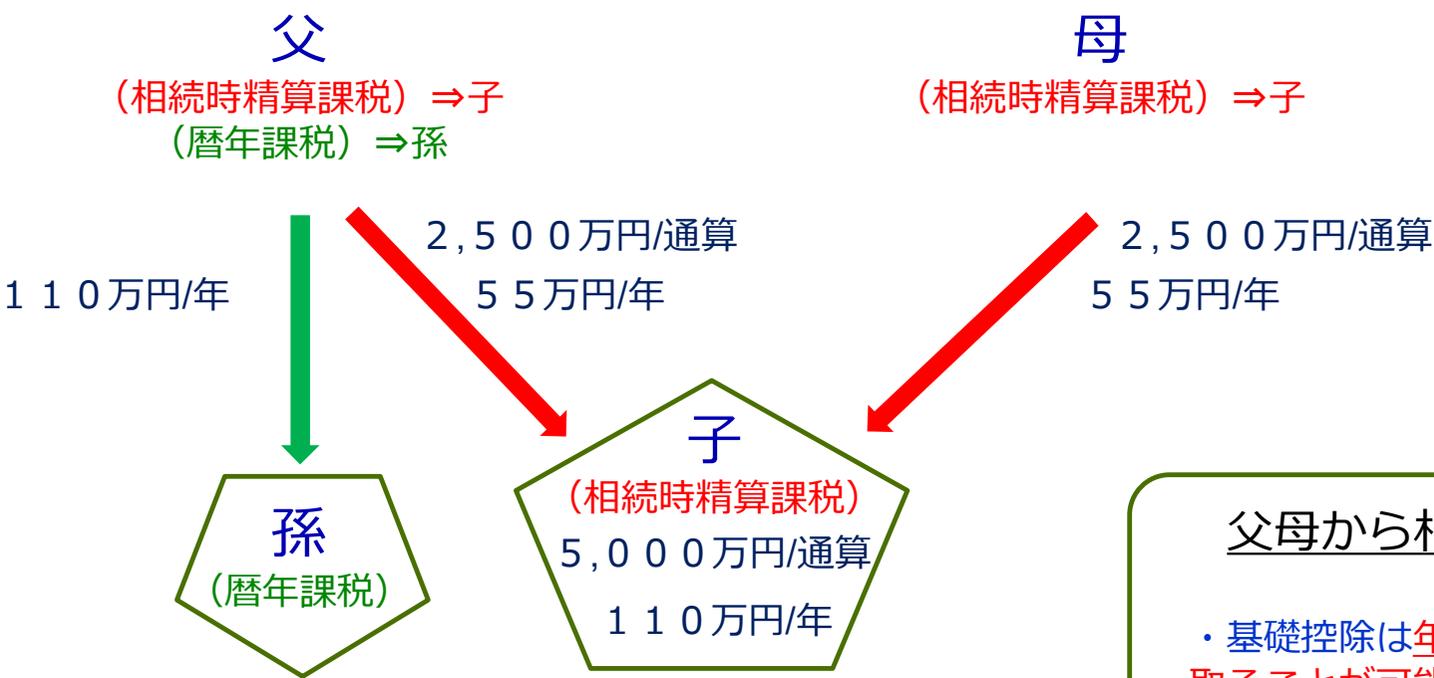
暦年課税と相続時精算課税の活用例（基礎控除）



贈与者 <A>	贈与者 	受贈者1名に対し 贈与税がかからない贈与財産価格
暦年課税 (基礎控除 110万円/年)	暦年課税 (基礎控除 110万円/年)	110万円(年間)まで
相続時精算課税 (特別控除2,500万円/通算) (基礎控除 110万円/年)	相続時精算課税 (特別控除2,500万円/通算) (基礎控除 110万円/年)	5,110万円(合計)まで 例<2,500万円+2,500万円+55万円+55万円(年間)>
相続時精算課税 (特別控除2,500万円/通算) (基礎控除 110万円/年)	暦年課税 (基礎控除 110万円/年)	2,720万円(合計)まで 例<2,500万円+110万円+110万円(年間)>
相続時精算課税 (特別控除2,500万円/通算) (基礎控除 110万円/年)	暦年課税 (基礎控除 110万円/年)	基礎控除のみ活用した場合 220万円(年間)まで 例<110万円+110万円>

父からは相続時精算課税を活用し、母からは暦年課税を活用することにより、受贈者である子は年間合計 220万円までは非課税で受け取ることが可能になります。
また、孫へは暦年課税を活用することにより、効率的に資産移転ができます。

暦年課税と相続時精算課税の活用例（基礎控除と特別控除）



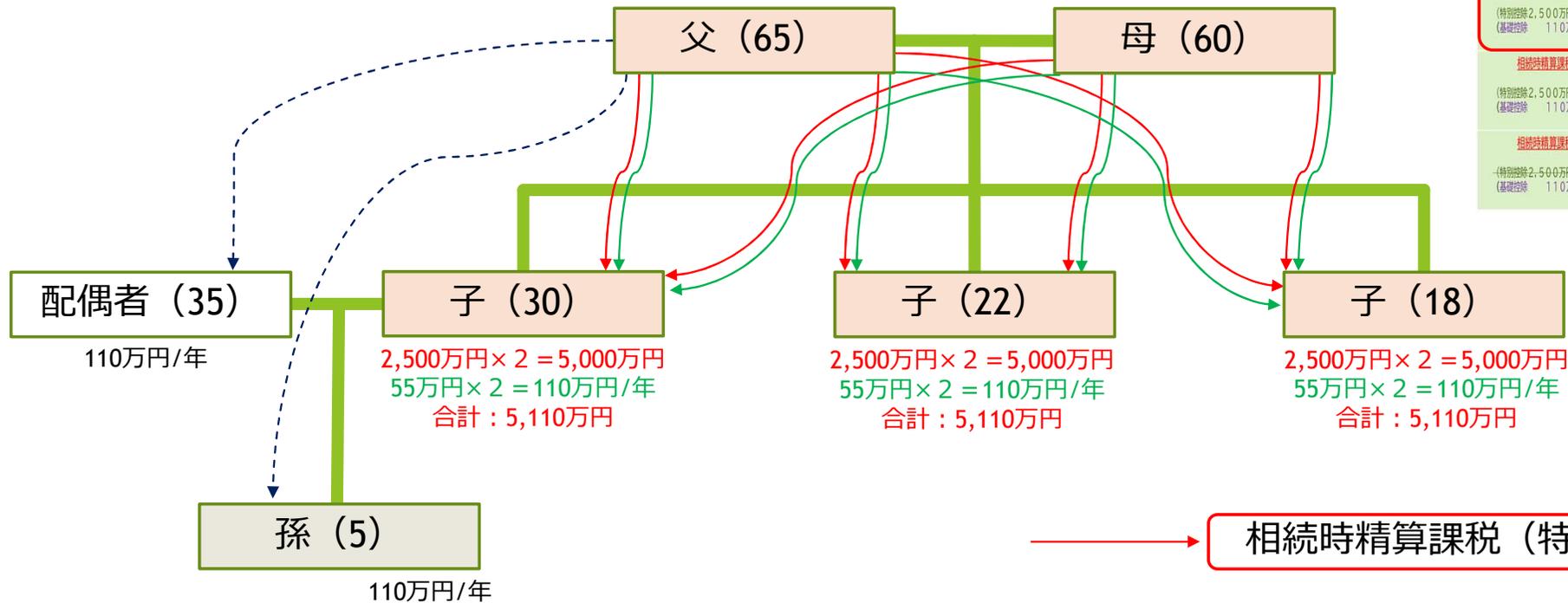
贈与者 <A>	贈与者 	受贈者1名に対し 贈与税がかからない贈与財産価格
暦年課税 (基礎控除 110万円/年)	暦年課税 (基礎控除 110万円/年)	110万円(年間)まで
相続時精算課税 (特別控除2,500万円/通算) (基礎控除 110万円/年)	相続時精算課税 (特別控除2,500万円/通算) (基礎控除 110万円/年)	5,110万円(合計)まで 例<2,500万円+2,500万円+55万円+55万円(年間)>
相続時精算課税 (特別控除2,500万円/通算) (基礎控除 110万円/年)	暦年課税 (基礎控除 110万円/年)	2,720万円(合計)まで 例<2,500万円+110万円+110万円(年間)>
相続時精算課税 (特別控除2,500万円/通算) (基礎控除 110万円/年)	暦年課税 (基礎控除 110万円/年)	基礎控除のみ活用した場合 220万円(年間)まで 例<110万円+110万円>

父母から相続時精算課税を活用した場合

- ・ **基礎控除は年間合計110万円までは非課税で受け取ることが可能になります。(特別控除の案分)**
- ・ **特別控除は双方からそれぞれ通算2,500万円(通算合計5,000万円)まで贈与税はかかりません。**
- ・ **また贈与金額は贈与時の時価で相続税を計算します。**

相続人が全員相続時精算課税を選択した場合

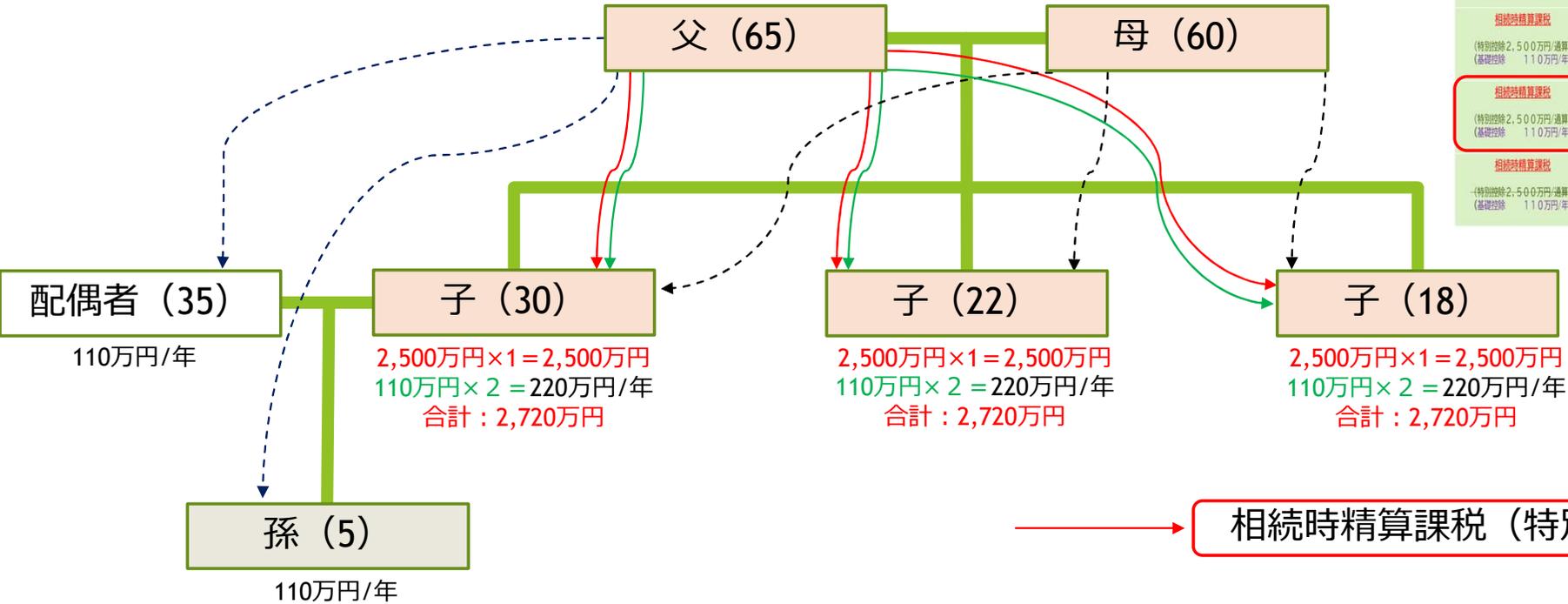
贈与者 <A>	贈与者 	受贈者1名に対し 贈与税がかからない贈与財産価格
暦年課税 (基礎控除 110万円/年)	暦年課税 (基礎控除 110万円/年)	110万円(年間)まで
相続時精算課税 (特別控除2,500万円/通算) (基礎控除 110万円/年)	相続時精算課税 (特別控除2,500万円/通算) (基礎控除 110万円/年)	5,110万円(合計)まで 例<2,500万円+2,500万円+55万円+55万円(年間)>
相続時精算課税 (特別控除2,500万円/通算) (基礎控除 110万円/年)	暦年課税 (基礎控除 110万円/年)	2,720万円(合計)まで 例<2,500万円+110万円+110万円(年間)>
相続時精算課税 (特別控除2,500万円/通算) (基礎控除 110万円/年)	暦年課税 (基礎控除 110万円/年)	基礎控除のみ活用した場合 220万円(年間)まで 例<110万円+110万円>



- 相続時精算課税 (特別控除2,500万円)
- 相続時精算課税 (基礎控除110万円/年)
- 暦年課税 (基礎控除110万円)

相続人が父からのみ相続時精算課税を選択した場合

贈与者 <A>	贈与者 	受贈者1名に対し 贈与税がかからない贈与財産価格
暦年課税 (基礎控除 110万円/年)	暦年課税 (基礎控除 110万円/年)	110万円 (年間) まで
相続時精算課税 (特別控除2,500万円/遺贈) (基礎控除 110万円/年)	相続時精算課税 (特別控除2,500万円/遺贈) (基礎控除 110万円/年)	5,110万円 (合計) まで 例<2,500万円+2,500万円+55万円+55万円 (年間)>
相続時精算課税 (特別控除2,500万円/遺贈) (基礎控除 110万円/年)	暦年課税 (基礎控除 110万円/年)	2,720万円 (合計) まで 例<2,500万円+110万円+110万円 (年間)>
相続時精算課税 (特別控除2,500万円/遺贈) (基礎控除 110万円/年)	暦年課税 (基礎控除 110万円/年)	基礎控除のみ活用した場合 220万円 (年間) まで 例<110万円+110万円>



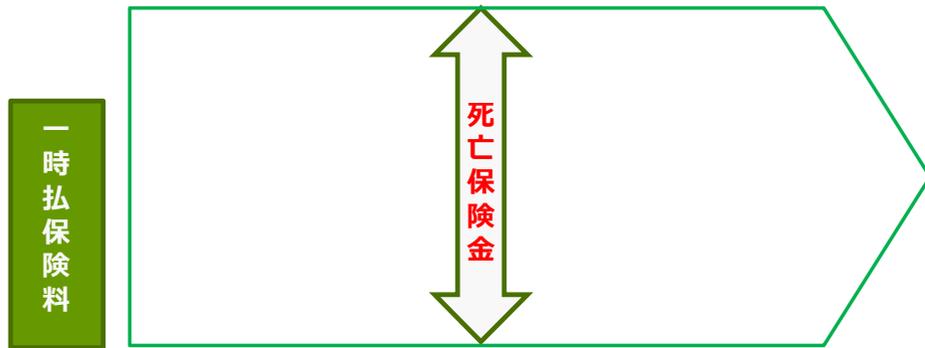
- 相続時精算課税 (特別控除2,500万円)
- 相続時精算課税 (基礎控除110万円/年)
- 暦年課税 (基礎控除110万円)

生命保険を活用した対策例（非課税枠・相続時精算課税の特別控除の活用）

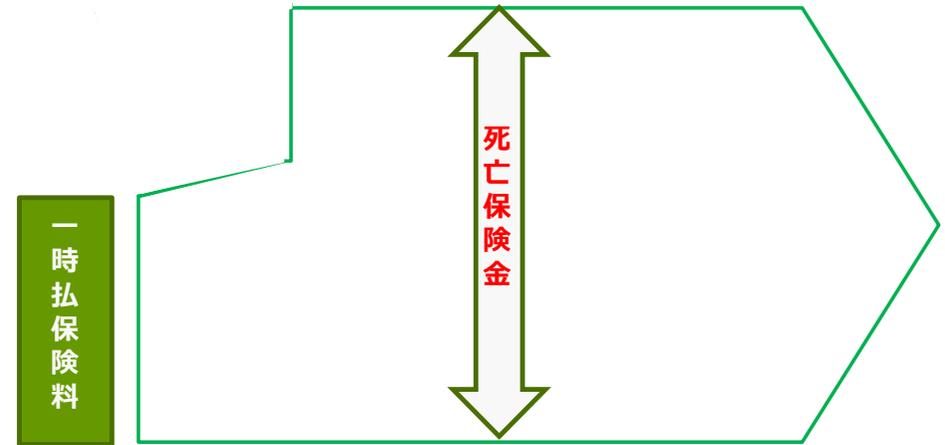
* 死亡保険金は生命保険の**非課税枠の対象**になります。

生命保険の死亡保険金 500万円×法定相続人数⇒非課税で受け取れます。

告知コース



無告知コース



契約形態	生命保険の 非課税枠の活用	相続時精算課税の 特別控除の活用
契約者	親	子（特別控除の活用）
被保険者	親	親
死亡保険金受取人	子	子（一時所得）

生命保険を活用した対策例（暦年課税・相続時精算課税の基礎控除）

支払通知

贈与契約書作成不要

保険会社が受贈者
(贈与を受けた方)
へ発送

子や孫の人生を
支えてあげたい

手間をあまりかけず
に贈与を行いたい

相続税の軽減対策を
行いたい

暦年課税・相続時精算課税の基礎控除を効果的かつ簡単に行うしくみもあります。

毎年、贈与の都度、お手続きをすることに抵抗がある方は、毎年支払われる生存給付金の受取人をご家族に指定することで、暦年贈与や相続時精算課税の基礎控除に活用できる生命保険に加入することも有効です。



* 死亡保険金は生命保険の非課税枠の対象になります。

生命保険の死亡保険金 500万円×法定相続人数⇒非課税で受け取れます。

相続税の早見表

遺産額 基礎控除前	配偶者と子が相続する場合						子のみで相続する場合					
	配偶者と子供1人		配偶者と子供2人		配偶者と子供3人		子供1人		子供2人		子供3人	
4千万円	0円	—	0円	—	0円	—	40万円	1.0%	0円	—	0円	—
5千万円	40万円	0.8%	10万円	0.2%	0円	—	160万円	3.2%	80万円	1.6%	20万円	0.4%
6千万円	90万円	1.5%	60万円	1.0%	30万円	0.5%	310万円	5.2%	180万円	3.0%	120万円	2.0%
7千万円	160万円	2.3%	112.5万円	1.6%	80万円	1.1%	480万円	6.9%	320万円	4.6%	220万円	3.1%
8千万円	235万円	2.9%	175万円	2.2%	137.5万円	1.7%	680万円	8.5%	470万円	5.9%	330万円	4.1%
9千万円	310万円	3.4%	240万円	2.7%	200万円	2.2%	920万円	10.2%	620万円	6.9%	480万円	5.3%
1.0億円	385万円	3.9%	315万円	3.2%	262.5万円	2.6%	1,220万円	12.2%	770万円	7.7%	630万円	6.3%
1.1億円	480万円	4.4%	392.5万円	3.6%	325万円	3.0%	1,520万円	13.8%	960万円	8.7%	780万円	7.1%
1.2億円	580万円	4.8%	480万円	4.0%	402.5万円	3.4%	1,820万円	15.2%	1,160万円	9.7%	930万円	7.8%
1.3億円	680万円	5.2%	567.5万円	4.4%	490万円	3.8%	2,120万円	16.3%	1,360万円	10.5%	1,080万円	8.3%
1.4億円	780万円	5.6%	655万円	4.7%	577.5万円	4.1%	2,460万円	17.6%	1,560万円	11.1%	1,240万円	8.9%
1.5億円	920万円	6.1%	747.5万円	5.0%	665万円	4.4%	2,860万円	19.1%	1,840万円	12.3%	1,440万円	9.6%
1.6億円	1,070万円	6.7%	860万円	5.4%	767.5万円	4.8%	3,260万円	20.4%	2,140万円	13.4%	1,640万円	10.3%
1.7億円	1,220万円	7.2%	975万円	5.7%	880万円	5.2%	3,660万円	21.5%	2,440万円	14.4%	1,840万円	10.8%
1.8億円	1,370万円	7.6%	1,100万円	6.1%	992.5万円	5.5%	4,060万円	22.6%	2,740万円	15.2%	2,040万円	11.3%
1.9億円	1,520万円	8.0%	1,225万円	6.4%	1,105万円	5.8%	4,460万円	23.5%	3,040万円	16.0%	2,240万円	11.8%
2.0億円	1,670万円	8.4%	1,350万円	6.8%	1,217.5万円	6.1%	4,860万円	24.3%	3,340万円	16.7%	2,460万円	12.3%
2.5億円	2,460万円	9.8%	1,985万円	7.9%	1,800万円	7.2%	6,930万円	27.7%	4,920万円	19.7%	3,960万円	15.8%
3.0億円	3,460万円	11.5%	2,860万円	9.5%	2,540万円	8.5%	9,180万円	30.6%	6,920万円	23.1%	5,460万円	18.2%
3.3億円	4,060万円	12.3%	3,385万円	10.3%	2,990万円	9.1%	10,530万円	31.9%	8,120万円	24.6%	6,360万円	19.3%
3.5億円	4,460万円	12.7%	3,735万円	10.7%	3,290万円	9.4%	11,500万円	32.9%	8,920万円	25.5%	6,980万円	19.9%
3.8億円	5,060万円	13.3%	4,260万円	11.2%	3,805万円	10.0%	13,000万円	34.2%	10,120万円	26.6%	8,180万円	21.5%
4.0億円	5,460万円	13.7%	4,610万円	11.5%	4,155万円	10.4%	14,000万円	35.0%	10,920万円	27.3%	8,980万円	22.5%
4.3億円	6,060万円	14.1%	5,135万円	11.9%	4,680万円	10.9%	15,500万円	36.0%	12,120万円	28.2%	10,180万円	23.7%
4.5億円	6,480万円	14.4%	5,492.5万円	12.2%	5,030万円	11.2%	16,500万円	36.7%	12,960万円	28.8%	10,980万円	24.4%
4.8億円	7,155万円	14.9%	6,130万円	12.8%	5,587.5万円	11.6%	18,000万円	37.5%	14,310万円	29.8%	12,180万円	25.4%
5.0億円	7,605万円	15.2%	6,555万円	13.1%	5,962.5万円	11.9%	19,000万円	38.0%	15,210万円	30.4%	12,980万円	26.0%

※相続財産は法定相続人が法定相続分により取得したものと仮定しています。

※配偶者の税額軽減適用後の金額を表示しています。

贈与税の早見表（2015年1月1日以降の贈与）

実効税率は小数第2位を四捨五入して表示しています。

贈与金額 基礎控除（110万円）前	特例贈与財産用（特例税率）		一般贈与財産用（一般税率）	
	贈与税	実効税率	贈与税	実効税率
110万円以下	0円	—	0円	—
200万円	9万円	4.5%	9万円	4.5%
300万円	19万円	6.3%	19万円	6.3%
400万円	33.5万円	8.4%	33.5万円	8.4%
500万円	48.5万円	9.7%	53万円	10.6%
600万円	68万円	11.3%	82万円	13.7%
700万円	88万円	12.6%	112万円	16.0%
800万円	117万円	14.6%	151万円	18.9%
900万円	147万円	16.3%	191万円	21.2%
1,000万円	177万円	17.7%	231万円	23.1%

◆特例贈与財産：2015年以降に直系尊属（父母や祖父母）から18歳以上（2022年3月までは20歳以上）の人（子や孫など）に贈与された財産

◆一般贈与財産：特例贈与財産に該当しないもの

相続資産防衛プラン I (課税相続財産 3 億円の場合)

3 億円の相続財産を妻と子供 2 人へのこそうとした場合・・・

<相続税試算> 夫の 相続財産3億円 を 妻・子供2人が 相続した場合 (妻：50%、子25%)	対策なし	プラン-A	プラン-B	プラン-C
		生命保険の非課税枠を 含め、払込保険料より 大きい保険に加入	子供：相続時精算課税 孫：暦年課税	プランAとB を両方実施
		終身保険を活用 (150%増加の場合)	子2人と孫2人に 贈与タイプの保険を活用	
		一時払い保険料5,000万円	一時払い保険料4,400万円	
		死亡保険金7,500万円	110万円/年×10回×4人	
相続財産	3億円	3億2,500万円 (増加した保険金2,500万円を含む)	2億5,600万円 (贈与した財産4,400万円を除く)	2億8,100万円 (贈与した財産4,400万円を除く)
相続税+贈与税	2,860万円	3,035万円	2,090万円	2,265万円
ご家族にのこせる金額	2億7,140万円	2億9,465万円	2億7,910万円	3億235万円
税効果 (対策なしとの差額)	—	2,325万円	770万円	3,095万円

【3億円の相続財産を妻と子供2人へのこそうとした場合】について

- ※贈与税は贈与を受けた年の1月1日において18歳以上であるものが直系尊属から贈与を受けたものとします。
- ※相続税は夫の相続時に法定相続人3人が法定相続分通りに相続したものとします。
- ※相続財産に加算される贈与はないものとします。
- ※孫は遺贈により財産を取得していないものとします。
- ※他の所得にかかる税金等は考慮していません。

【相続財産を守る為に必要な生命保険金額(相続資産防衛プラン)】について

- ※相続資産防衛プランとは、非課税控除後の死亡保険金額も含めた相続税を計算し、「死亡保険金額=相続税額」となるよう必要な死亡保険金額を算出したものです。
- ※想定相続財産は、死亡保険金などの額は含みません。
- ※各相続人が法定相続分どおりに相続した場合の金額です。税額控除などは配偶者軽減のみとして計算しています。
- ※生命保険金額は万円未満を切り上げています。

相続資産防衛プランⅡ <相続資産完全防衛額早見表>

預貯金や不動産などの相続財産が相続税の支払によって減少しないように、死亡保険金だけで相続財産を賄うと考えた場合の生命保険金額（死亡保険金は非課税枠を超えた金額は相続財産とみなされるため、その増加分も考慮する必要があります。）

<完全資産防衛額に必要な保険料の算出例>・・・ 保険料に対し死亡保険金の割合が150%の一時払いの終身保険を活用する場合

①完全資産防衛額に必要な保険金額 = 完全資産防衛額 ÷ (基本保険料に対する保険金額の割合% - 100%)

・完全資産防衛額に必要な保険料 = 2,200万円 ÷ (150% - 100%) = 4,400万円

②検証：4,400万円 (完全資産防衛額に必要な保険料) × 150% = 6,600万円 (死亡保険金額)

6,600万円 - 4,400万円 (完全資産防衛額に必要な保険料) = 2,200万円 (完全資産防衛額)

想定遺産総額 1.5億円
 ・子2人で相続する場合
 ・完全資産防衛額 2,200万円

想定遺産総額	配偶者と子が相続する場合			子のみで相続する場合		
	配偶者と子供1人	配偶者と子供2人	配偶者と子供3人	子供1人	子供2人	子供3人
1.0億円	385万円	315万円	262.5万円	1,528万円	770万円	630万円
1.5億円	920万円	747.5万円	665万円	4,433万円	2,200万円	1,440万円
2.0億円	1,788万円	1,350万円	1,217.5万円	8,100万円	4,343万円	2,871万円
2.5億円	2,825万円	2,088万円	1,800万円	12,500万円	7,533万円	5,014万円
3.0億円	4,075万円	3,148万円	2,635万円	17,500万円	10,867万円	7,300万円
3.5億円	5,325万円	4,209万円	3,551万円	22,500万円	14,564万円	10,633万円
4.0億円	6,619万円	5,270万円	4,612万円	27,877万円	18,654万円	13,967万円
4.5億円	8,071万円	6,570万円	5,723万円	33,988万円	23,000万円	17,300万円
5.0億円	9,522万円	7,919万円	6,877万円	40,099万円	28,000万円	21,027万円

※【想定資産総額の算出例】想定資産総額：3.5億円、子3人の場合 ⇒ 10,633万円
 ・課税遺産総額 = 3.5億円 + (相続税10,633万円 - 非課税枠1,500万円) - 基礎控除4,800万円 = 39,333万円
 ・相続税の総額 = (13,111万円 × 40% - 1,700万円) × 3人 = 10,633万円
 ※相続資産防衛プランとは、非課税控除後の死亡保険金額も含めた相続税を計算し、「死亡保険金額 = 相続税額」となるよう必要な死亡保険金額を算出したものです。

※想定遺産総額は、死亡保険金などの額を含みません
 ※相続財産は法定相続人が法定相続分により取得したものと仮定しています。
 ※配偶者の税額軽減適用後の金額を表示しています。
 ※相続税の総額、防衛額の金額は万円未満を四捨五入しています。

資料

贈与契約書（例）と相続時精算課税選択届出書

贈与契約書

贈与者_____（甲）と受贈者_____（乙）との間で
下記の通り贈与契約を締結した。

第1条 甲は、所有する下記の財産を乙に贈与し、乙はこれを受贈した。
（贈与財産の所在場所・種類・細目・数量等）

第2条 甲は、当該財産を_____年 月 日までに乙に引き渡すこととし、
当該引渡しにより権利は移転する。

上記契約の証として本書を作成し、甲、乙各1通保有する。

_____年 月 日

甲（住所）
（氏名） お印出印

乙（住所）
（氏名） お印出印

相続時精算課税選択届出書

相続時精算課税選択届出書

令和____年____月____日

住所：_____
電話：_____
氏名：_____
生年月日：____年____月____日

私は、下記の特定贈与者から令和____年____年中に贈与を受けた旨については、相続税法第20条の第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	____年____月____日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は基となった場合

推定相続人又は基となった理由	
推定相続人又は基となった年月日	____年____月____日

3 添付書類

次の書類が必要となります。
なお、贈与を受けた日以降に作成されたものを提出してください。
〔書類の添付がなされているが確認の上、□に印を記入してください。〕

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

(1) 受贈者の氏名、生年月日
(2) 受贈者が特定贈与者の直系尊属である推定相続人又は基であること

〔甲〕 相続時精算課税法 20 条の6の4(1)第1号の事項を証明する書類(贈与者及び受贈者の戸籍の謄本又は抄本)の謄本又は抄本
〔乙〕 受贈者が特定贈与者の直系尊属である推定相続人又は基であること(戸籍の謄本又は抄本)の謄本又は抄本
〔丙〕 受贈者が特定贈与者の直系尊属である推定相続人又は基であること(戸籍の謄本又は抄本)の謄本又は抄本
〔丁〕 受贈者が特定贈与者の直系尊属である推定相続人又は基であること(戸籍の謄本又は抄本)の謄本又は抄本

〔注〕 この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続される上、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価額に算入されず(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成総務課 電話番号 _____

市 区 町 丁目 番 号 _____

相続時精算課税 選択届出書

受贈者（贈与を
受けた方）が
税務署へ提出

翌年2/1~3/15

※この書類は将来変更される可能性があります。
〔2023年9月現在の内容であり、最新の情報は、国税庁のホームページ等をご覧ください。〕

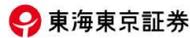
財産診断サービス（無料）のご案内

東海 太郎 様

サンプル

財産診断サービス 現状把握 および 分析レポート

2025年00月00日



作成：東海東京ウェルス・コンサルティング

不動産明細 (路線価) (各種評価減の表示)

土地明細						建物明細		
用途	所在地	面積	路線価	償地権割合	相続税評価額	固定資産税評価額	相続税評価額	
物件番号 1	小規模宅地の評価減 ▲28,800千円					持分:1/2		
自宅	名古屋市**区○-○	200.00	180	50%	7,200	10,000	5,000	
物件番号 2	小規模宅地の評価減 ▲5,515千円							
駐車場	名古屋市**区△-△	250.00	140	50%	29,485			

財産の明細および収入

サンプル

流動性資産	83,000,000円
預貯金	33,000,000円
有価証券	30,000,000円
生命保険	20,000,000円
その他	0円
固定性資産	76,000,000円
土地	71,000,000円
建物	5,000,000円
自社株式	0円
その他	0円
債務 (負債総額等含む)	0円
財産総額	159,000,000円

※ 土地の金額は小規模宅地の特別による減額前の金額を表示しております。

当資料は、情報提供を目的として、一般的な制度上の取扱い、および一定の前提条件に基づいて時点の法令や制度等に基づいて作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。なお、

収入	0円
給与収入	0円
不動産収入	0円
その他収入	0円

相続税額の計算において各種減算を行うことができます

- 基礎控除額
・ 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)
- 小規模宅地等の減額
・ 特定居住用宅地等 減額割合：80% 限度面積：330㎡
・ 特定事業用宅地等 減額割合：80% 限度面積：400㎡
・ 特定同族会社事業用宅地等 減額割合：80% 限度面積：400㎡
・ 貸付事業用宅地等 減額割合：50% 限度面積：200㎡
- 生命保険金および死亡退職金の非課税金額
・ 500万円 × 法定相続人の数

推定相続人および相続税額 (概算)

サンプル

推定相続人	氏名	続柄	相続割合	相続税の概算	内訳	金額
東海 花子	様	配偶者	1/2	流動性資産	83,000,000円	
東海 二郎	様	長男	1/6	固定性資産	76,000,000円	
東海 三郎	様	次男	1/6	債務・葬儀費用等	▲0円	
東海 育子	様	長女	1/6	財産合計	159,000,000円	
				相続税額の計算のための減算	▲34,315,151円	
				① 小規模宅地等の減額	▲34,315,151円	
				② 生命保険の非課税金額 (死亡退職金の非課税額)	▲15,000,000円	
				③ 基礎控除額	▲54,000,000円	
				相続税の総額	6,460,100円	
				配偶者の税額軽減額	▲3,230,000円	
				一次相続税額※	3,229,800円	
				二次相続税額※	684,000円	

※ 法定相続分額に相続の遺言の相続税額を超過するものではありません。当資料は2022年4月時点の法令や制度等に基づいて作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。なお、その他ご留意いただきたい事項につきましては1ページ目「レポートの留意点」をご覧ください。

当資料は、情報提供を目的として、一般的な制度上の取扱い、および一定の前提条件に基づいて作成したもので、実際の評価額や税額等を保証するものではありません。当資料は2022年4月時点の法令や制度等に基づいて作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。なお、その他ご留意いただきたい事項につきましては1ページ目「レポートの留意点」をご覧ください。

相続税の総額の計算（概算）

サンプル

課税価額	基礎控除額	課税遺産総額
109,682,000 円	54,000,000 円	55,682,000 円
資産合計 - 負債等合計	3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数	マイナスの場合は 0円

各法定相続人ごとの基礎となる税額の計算

続柄	課税遺産総額	法定相続分 (千円未満切捨て)	税率	控除額	税額
配偶者	55,682,000 円	1/2 ⇒ 27,841,000 円	15%	500,000 円	3,676,150 円
長男		1/6 ⇒ 9,280,000 円	10%	0 円	928,000 円
次男		1/6 ⇒ 9,280,000 円	10%	0 円	928,000 円
長女		1/6 ⇒ 9,280,000 円	10%	0 円	928,000 円

相続税が軽減される配偶者の取得財産額 ①

サンプル

■ 前提条件

- [1] 一次相続時の配偶者に適用する非課税金額 : 一次相続時の非課税金額 × 配偶者の取得割合 ※ 適用する非課税金額が取得財産額より少ない場合、適用する非課税金額を調整します。
- [2] 二次相続時の非課税金額 : [1]と同じ金額

■ 相続税が軽減される配偶者の取得財産額

1. 法定相続分通りの分割の配偶者の取得財産額

純資産価額	159,000,000 円
配偶者の取得割合 ※2	50.0 %
配偶者の取得財産額	79,500,000 円
配偶者の保有財産額	0 円
一次相続時の非課税金額 ※3	49,315,151 円
配偶者に適用する非課税金額	24,657,575 円
二次相続時の非課税金額	24,657,575 円

相続税計算結果	
相続税合計 [A]	3,913,800 円
一次相続税 [A1]	3,229,800 円
二次相続税 [A2]	684,000 円

2. 相続税が最も軽減される分割の配偶者の取得財産額 ※1

純資産価額	159,000,000 円
配偶者の取得割合 ※2	43.8 %
配偶者の取得財産額	69,642,000 円
配偶者の保有財産額	0 円
一次相続時の非課税金額 ※3	49,315,151 円
配偶者に適用する非課税金額	21,600,036 円
二次相続時の非課税金額	21,600,036 円

相続税計算結果	
相続税合計 [B]	3,634,200 円
一次相続税 [B1]	3,630,300 円
二次相続税 [B2]	3,900 円

3. 各相続税比較（軽減効果）

■ 一次相続税	
[A1]	3,229,800 円
[B1]	3,630,300 円
[B1] - [A1]	400,500 円
■ 二次相続税	
[A2]	684,000 円
[B2]	3,900 円
[B2] - [A2]	▲ 680,100 円
■ 相続税合計	
[A]	3,913,800 円
[B]	3,634,200 円
軽減効果 ((B) - (A))	▲ 279,600 円

- ※1 : 一次相続時の配偶者に適用する非課税金額及び二次相続時の非課税金額を考慮して、配偶者の取得割合を0.1%ずつ増減させて最も相続税合計が軽減される取得財産額を表示しております。
- ※2 : 配偶者の取得割合に応じて、残りの財産額と非課税金額を二次相続時の法定相続分通りに分割して算出してあります。
- ※3 : 小規模宅等の特例による減額、生命保険等及び死亡退職金による非課税金額の合計額。

■ 配偶者の取得財産額による相続税の変動

配偶者の取得割合	配偶者の取得財産額	配偶者に適用する非課税金額	相続税合計	一次相続税	二次相続税	配偶者の取得割合	配偶者の取得財産額	配偶者に適用する非課税金額	相続税合計	一次相続税	二次相続税
0%	0	0	6,459,900	6,459,900	0	55%	87,450,000	27,123,333	4,139,400	2,907,000	1,232,400
5%	7,950,000	2,465,757	6,136,800	6,136,800	0	60%	95,400,000	29,589,090	4,364,700	2,583,900	1,780,800
10%	15,900,000	4,931,515	5,814,000	5,814,000	0	65%	103,350,000	32,054,848	4,590,300	2,260,800	2,329,500
15%	23,850,000	7,397,272	5,490,900	5,490,900	0	70%	111,300,000	34,520,605	4,815,900	1,938,000	2,877,900
20%	31,800,000	9,863,030	5,167,800	5,167,800	0	75%	119,250,000	36,986,363	5,254,200	1,614,900	3,639,300
25%	39,750,000	12,328,787	4,845,000	4,845,000	0	80%	127,200,000	39,452,120	5,753,700	1,291,800	4,461,900
30%	47,700,000	14,794,545	4,522,200	4,522,200	0	85%	135,150,000	41,917,878	6,253,500	969,000	5,284,500
35%	55,650,000	17,260,302	4,199,100	4,199,100	0	90%	143,100,000	44,383,635	6,753,000	645,900	6,107,100
40%	63,600,000	19,726,060	3,876,000	3,876,000	0	95%	151,050,000	46,849,393	7,252,500	322,800	6,929,700
45%	71,550,000	22,191,817	3,688,500	3,552,900	135,600	100%	159,000,000	49,315,151	7,752,300	0	7,752,300
50%	79,500,000	24,657,575	3,913,800	3,229,800	684,000						

当資料は、情報提供を目的として、一般的な制度上の取扱い、および一定の前提条件に基づいて作成したもので、実際の評価額や税額等を保証するものではありません。当資料は2022年4月時点の法令や制度等に基づいて作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。なお、その他ご留意いただきたい事項につきましては1ページ目「レポートの留意点」をご覧ください。

相続税の納税原資の把握

サンプル

グラフは、預貯金等（流動性資産）で相続税が納付可能かどうかを可視化したものです。



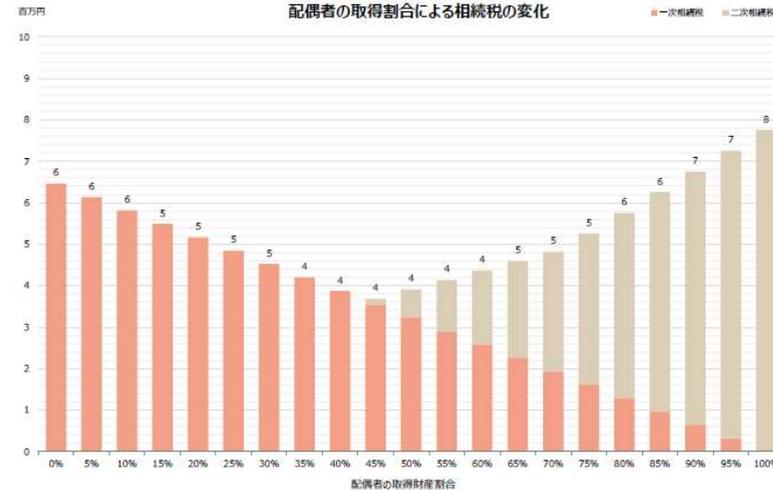
※ 法定相続分通りに相続した場合の相続税額(概算)です。
 ※ 二次相続税の納付に当たっては配偶者自身の保有財産等を考慮していただきます。

流動性資産（預貯金、有価証券、生命保険）で納税は可能と思われます。

相続税が軽減される配偶者の取得財産額 ②

サンプル

配偶者の取得割合による相続税の変化



当資料は、情報提供を目的として、一般的な制度上の取扱い、および一定の前提条件に基づいて作成したもので、実際の評価額や税額等を保証するものではありません。当資料は2022年4月時点の法令や制度等に基づいて作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。なお、その他ご留意いただきたい事項につきましては1ページ目「レポートの留意点」をご覧ください。

<対策の検討> 相続財産の圧縮 ～ 暦年贈与の活用 ～

サンプル

預貯金等で納税は十分可能と思われます。孫への暦年贈与等により相続財産の圧縮が検討できます。子どもへの贈与の場合、相続開始前3年以内の贈与については、相続財産に持ち戻し相続税を計算する必要がありますが、孫への贈与の場合は、相続財産から切り離されるため圧縮効果が期待できます。納税資金を確保しつつ、適正額で贈与することが大切です。

210万円/人
子供3人に10年間贈与した場合

納付税額 (税額) 323 万円減

お勤め度 ☆☆☆

Point

- > 相続税率と贈与税率を比較して、贈与額を検討します。
- > 余裕資金の範囲内で贈与額を検討します。
- > 贈与は早い時期から長年に行う方が効果は多くなります。

金融資産と相続税

預貯金・有価証券・生命保険等	83百万円	贈与税負担額	300万円	負担軽減額	
相続税額 (一次)	3百万円	相続税額軽減額	323万円		23万円

■ 毎年210万円/人子供3人に10年間贈与した場合の効果

■ 子供が贈与を受けた資金は生命保険で納税資金を確保

契約者：子供	被保険者：本人	保険金受取人：子供
--------	---------	-----------

■ 贈与のイメージ

- 留意点**
- > 贈与額が110万円を超える場合、贈与税の申告納税を行う必要があります。
 - > 相続税と贈与税の負担を把握した上で、適正額で贈与することが大切です。
 - > 子供への贈与の場合、相続の発生3年以内の贈与については、相続財産に持ち戻して相続税を計算します。
 - 一方、孫への贈与の場合は、完全に相続財産と切り離されることから、孫へ贈与した方が効果は大きくなる可能性があります。
 - > 贈与を行う際は、①贈与契約書を作成する、②贈与金額は振込で行う、③通帳の印鑑は本人の印鑑を使用する、④通帳の管理は名義人本人が管理するなど、のちに税務当局から否認されないようにすることが大切です。

202204 08-33

当資料は、情報提供を目的として、一般的な制度上の取扱い、および一定の前提条件に基づいて作成したもので、実際の評価額や税額等を保証するものではありません。当資料は2022年4月時点の法令や制度等に基づいて作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。なお、その他留意いただきたい事項につきましては1ページ目「レポートの留意点」をご覧ください。

<対策の検討> 納税資金の確保 ～ 生命保険の活用 ～

サンプル

生命保険の非課税枠が500万円活用されておられません。生命保険の非課税枠は相続人1人あたり500万円です。現預金（有価証券を含む）で相続税の納付は可能であると思われることから、生前に世話になった家族、親族に生命保険を活用して財産を遺してあげる方法が検討できます。また、生命保険による非課税枠を活用することで相続財産の圧縮効果も期待できます。

生命保険の非課税枠をフルに活用

納付税額 (税額) 31 万円減

お勤め度 ☆☆☆

Point

- > 「500万円 × 法定相続人の数」が非課税となります。
- > 保険金の受取人を指定できます。
- > すぐに現金化できるため葬儀代や各種支払いに充当できます。

■ 一時払い終身保険のしくみ

生命保険の未利用非課税枠

500万円

預貯金等を生命保険という形に置き換えることで、相続財産が圧縮され、相続税の軽減に繋がります。

納税資金が不足している場合の保険契約形態の例

契約者	被保険者	保険受取人
本人	本人	子供

一時払い保険料 → 終身 → 保険金 → 納税資金

202204 0331

当資料は、情報提供を目的として、一般的な制度上の取扱い、および一定の前提条件に基づいて作成したもので、実際の評価額や税額等を保証するものではありません。当資料は2022年4月時点の法令や制度等に基づいて作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。なお、その他留意いただきたい事項につきましては1ページ目「レポートの留意点」をご覧ください。

【セミナーのご留意事項】

セミナー内容は、今後予告なく変更させていただく場合がございます。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。出演者等の見解は、開催日時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく修正、変更されることがあります。なお、使用するデータおよび表現等の欠落や誤謬につきましては、当社はその責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。内容に関する一切の権利は東海東京証券(株)にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いいたします。

【金融商品等について】

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等（国内現物株式取引の場合は約定代金に対して上限1.265%（税込）（ただし、最低手数料2,750円（税込）、同取引がかんたんダイレクトサービスの信用取引口座開設済みのお客様の場合は約定代金に応じて55円（税込）～1,070円（税込）、かんたんダイレクトサービスの信用取引口座未開設のお客様のオンライントレードの場合は約定代金に対して上限0.3795%（税込）（ただし、最低手数料1,650円（税込）、コールセンター取引の場合は約定代金に対して上限0.8855%（税込）（ただし、最低手数料2,475円（税込）））の委託手数料、信用取引の場合は約定代金に対して上限1.265%（税込）（ただし、最低手数料2,750円（税込）、同取引がかんたんダイレクトサービスの場合は約定代金に応じて、99円（税込）～363円（税込））の委託手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料及び信託報酬等の諸経費、等）をご負担いただく場合があります。債券や仕組債等を募集、売出し又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。

外国株式等の取引には、委託取引の場合は約定代金に対して上限1.430%（税込）の委託手数料及びその他現地手数料等、国内店頭取引の場合は所定の手数料相当額等をご負担いただく場合があります。東海東京ファンドラップ（東海東京証券は、東海東京アセットマネジメントの委託を受けて、「東海東京ファンドラップ投資一任契約」の締結に係る代理業務を行っております）では投資顧問報酬、取引の執行に係る証券会社手数料および専用投資信託にかかわる運用管理費用（信託報酬）等の諸経費、をご負担いただく場合があります。年金保険・終身保険は、各商品ごとに所定の費用等（契約時にご負担いただく費用、運用期間中にご負担いただく費用等の合計額）がかかります。金融商品等には株式相場、金利水準、為替変動、発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、金融商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

商号等／東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号
加入協会／日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種
金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人日本STO協会

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は令和7年4月時点の制度をもとに作成しており、今後、内容が変更される場合があります。詳細は、税理士等の専門家や所轄の税務署へご相談くださいますようお願いいたします。